

職員の給与等に関する報告 及び給与改定に関する勧告

令和5年10月

岐阜県人事委員会

目 次

別紙第1 報告	1
第1 給与に関する報告	1
1 職員の給与の状況	1
2 民間給与の状況	2
3 職員の給与と民間従業員の給与との比較	3
4 物価及び生計費等	3
5 人事院勧告の概要	4
6 職員給与の改定等	12
(1) 本年の職員給与の改定	12
(2) その他の課題	14
第2 公務運営の改善等に関する報告	16
1 人材の確保と活用	16
(1) 多彩で有為な人材の確保	16
(2) 人材の育成	17
(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進	18
(4) 定年の引上げに対応した新たな組織運営	18
2 勤務環境の整備	19
(1) 長時間労働の是正	19
(2) 職員の健康管理	20
(3) 誰もが働きやすい職場環境づくり	22
(4) ハラスメント防止対策	23
3 ワーク・ライフ・バランスの推進	24
(1) 多様な働き方の推進	24
(2) 子育て、介護等の家庭生活と仕事の両立支援	25
4 公務員倫理の確立等	26
第3 給与勧告実施の要請	28
別表第1 民間における給与改定の状況	29
別表第2 民間における定期昇給の実施状況	29
別表第3 職員給与と民間給与との較差	29
別表第4 民間における特別給の支給状況	29
別紙第2 勧告	30
別記第1	
行政職給料表	33
公安職給料表	36
教育職給料表	
イ 教育職給料表(一)	40
ロ 教育職給料表(二)	44
ハ 教育職給料表(三)	48
ニ 教育職給料表(四)	52
研究職給料表	56
医療職給料表	
イ 医療職給料表(一)	59
ロ 医療職給料表(二)	62
ハ 医療職給料表(三)	65
別記第2	
第一号任期付研究員給料表	69
第二号任期付研究員給料表	69
別記第3	
特定任期付職員給料表	69

別紙第 1

報 告

本委員会は、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の適用を受ける職員（技能職員等を除く。以下「職員」という。）の給与、民間従業員の給与及び生計費等職員の給与を決定する諸条件並びに勤務時間等について調査、検討を行ったので、その結果を次のとおり報告する。

第 1 給与に関する報告

1 職員の給与の状況

本委員会が実施した「令和 5 年人事・給与統計調査」によると、本年 4 月 1 日現在の職員の総数は 23,669 人で、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、研究職、医療職、任期付研究員及び任期付職員の 7 種 13 給料表があり、平均給与月額は 382,234 円（給料 349,674 円、地域手当 7,882 円、扶養手当 8,357 円、その他の手当 16,321 円）となっている。また、その平均年齢は 41.0 歳、平均経験年数は 18.6 年、男女別構成比は男 57.0%、女 43.0%、学歴別構成比は大学卒 83.9%、短大卒 5.2%、高校卒 10.9%となっている。

このうち、行政職給料表適用職員 5,426 人の本年 4 月における平均給与月額は 361,932 円（給料 327,586 円、地域手当 8,861 円、扶養手当 8,639 円、その他の手当 16,846 円）となっている。また、その平均年齢は 42.4 歳、平均経験年数は 20.3 年、男女別構成比は男 64.1%、女 35.9%、学歴別構成比は大学卒 73.7%、短大卒 9.1%、高校卒 17.1%となっている。

2 民間給与の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と民間従業員の給与との精密な比較を行うため、人事院と共同して、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上である県内の民間事業所 890（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した 173 の事業所を対象に、「令和 5 年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、県の行政職と類似すると認められる事務・技術関係 22 職種の 6,118 人及び教育、研究、医療関係等 54 職種の 695 人について、本年 4 月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額及び役職段階、学歴、年齢等を調査した。

また、昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間において民間事業所で支払われた特別給について調査したほか、各民間事業所における給与改定の状況等についても調査した。

(2) 調査の実施結果

本年の「職種別民間給与実態調査」の主な調査結果は、次のとおりである。

ア 給与改定の状況

別表第 1 に示すとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した民間事業所の割合は 58.1%（昨年 41.8%）となっており、昨年に比べて増加している。一方、ベースダウンを実施した事業所は 0.7%（同 0.0%）であった。

また、別表第 2 に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は 92.2%（昨年 90.2%）となっており、昨年に比べて増加している。

イ 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で 35.1%（昨年 36.4%）、高校卒で 34.9%（同 36.0%）となっている。

そのうち、初任給について、増額した事業所の割合は、大学卒で66.3%（同47.4%）、高校卒で67.4%（同52.4%）であり、据え置いた事業所の割合は大学卒で33.7%（同52.6%）、高校卒で30.4%（同47.6%）となっている。

3 職員の給与と民間従業員の給与との比較

(1) 月例給

本委員会は、月例給の比較において、「令和5年人事・給与統計調査」及び「令和5年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあつては行政職給料表適用職員、民間従業員にあつてはこれに類似すると認められる職種（事務・技術関係職種）の者について、役職段階、学歴、年齢等の給与決定要素を同じくすると認められる者同士の本年4月分の給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。

その結果は、別表第3に示すとおりであり、民間従業員の給与が職員の給与を1人当たり平均3,531円(0.96%)上回っていた。

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給の調査結果は、別表第4に示すとおり、年間で所定内給与月額に相当する4.51月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（4.40月）を上回っている。

4 物価及び生計費等

本年4月の岐阜市の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ3.5%上昇した。

本委員会が「家計調査」（総務省）を基礎に算定した本年4月における岐阜市の勤労者世帯の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ121,000円、166,460円及び212,040円とな

っている。

「職業安定業務統計（一般職業紹介状況）」（厚生労働省）によると、本年4月の本県の有効求人倍率（季節調整値）は1.56倍と、20か月連続で1.50倍を超えた。また、本年4月の本県の新規求人倍率（季節調整値）は2.49倍で、32か月連続の2倍超えとなった。

「労働力調査」（総務省）によると、本年4月の完全失業率（季節調整値）は、昨年4月に比べ0.1ポイント上昇して2.6%となった。

5 人事院勧告の概要

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与及び国家公務員人事管理について報告し、併せて給与の改定及び勤務時間等について勧告した。その概要は、次のとおりである。

令和5年 人事院勧告・報告の概要

(1) 給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

～過去5年の平均と比べ、約10倍のベースアップ～

- ① 民間給与との較差：3,869円[0.96%]を解消するため、初任給を高卒：約8%[12,000円]、大卒：約6%[11,000円]引き上げる等、俸給表を引上げ改定
- ② ボーナスを0.10月分引上げ、民間の支給状況等を踏まえて期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分
- ③ テレワーク中心の働き方をする職員の光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設[月額：3,000円]

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員は、労働基本権が制約されており、代償措置としての人事院勧告（給与勧告）に基づき給与を決定
- ・ 国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要。給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 主な給与決定要素を揃えた精密な比較を実施し、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること（民間準拠）を基本として給与勧告

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,900民間事業所の約46万人の個人別給与を調査（完了率82.6%）して、精密な比較を実施

<月例給> 公務と民間の本年4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 3,869円（0.96%）

[行政職俸給表（一）適用職員・・・現行給与404,015円、平均年齢42.4歳]

[改定の内訳：俸給3,431円 はね返し分(注)438円] (注)俸給の改定により諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の平均支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.49月 [公務の平均支給月数・・・現行4.40月]

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

○ 俸給表

① 行政職俸給表（一）

- ・民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給を次のとおり引上げ
 - ◇一般職試験（高卒者）7.8%[12,000円]
 - ◇一般職試験（大卒程度）5.9%[11,000円]
 - ◇総合職試験（大卒程度）5.8%[11,000円]
- ・初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定
(平均改定率:全体1.1%[1級5.2%、2級2.8%、3級1.0%、4級0.4%、5級以上0.3%])
- ・定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額について、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定

② その他の俸給表

- ・行政職俸給表（一）との均衡を基本に改定（指定職俸給表は、行政職俸給表（一）10級の平均改定率[0.3%]と同程度の引上げ改定）

<ボーナス>

民間の支給状況に見合うよう引上げ 年間4.40月分→4.50月分（+0.10月分）

- ・民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和5年度	期末手当	1.20月（支給済み）	1.25月（現行1.20月）
	勤勉手当	1.00月（支給済み）	1.05月（現行1.00月）
6年度以降	期末手当	1.225月	1.225月
	勤勉手当	1.025月	1.025月

<その他>

- ・初任給調整手当：医療職俸給表（一）の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定
- ・委員、顧問、参与等の手当：指定職俸給表の改定状況を踏まえ、支給限度額を引上げ

<実施時期>

月例給：令和5年4月1日

ボーナス：法律の公布日

3 在宅勤務等手当の新設

在宅勤務等を中心とした働き方をする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設

- ・住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給
- ・手当額は月額3,000円
- ・令和6年4月1日から実施
- ・在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当の取扱いを措置

4 非常勤職員の給与

本年4月、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を、非常勤職員の給与に関する指針に追加。指針の内容に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導

5 その他

給与制度のアップデート 概要 【公務員人事管理に関する報告の中で記述】

<方向性>

多様な人材の誘致と能力発揮・活躍
チーム・組織での円滑な機能
国民の理解や信頼

の調和

様々な立場から納得感のある、
分かりやすくインクルーシブ（包摂的）な体系
行政サービス提供体制や人材確保等にも配慮しつつ、
より職務や個人の能力・実績に応じた体系へ

<令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案（主な取組事項）>

① 人材の確保への対応

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

① 新規学卒者、若手・中堅職員の処遇

- ・ 新卒初任給の引上げ
- ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
- ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ

② 民間人材等の処遇

- ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ（再掲）
- ・ 特定任期付職員のボーナス拡充
- ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

② 組織パフォーマンスの向上

役割や能力・実績等をより反映し貢献にふさわしい処遇とする一方、全国各地での行政サービス維持のため人事配置を円滑化

① 役割や活躍に応じた処遇

- ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ（再掲）
- ・ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
- ・ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
- ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ（再掲）

② 円滑な配置等への対応

- ・ 地域手当の大きくくり化
- ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

③ 働き方やライフスタイルの多様化への対応

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を後押し

- ・ 扶養手当の見直し
- ・ テレワーク関連手当の新設【本年勧告】
- ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給（再掲）
- ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し（再掲）

(2) 勤務時間に関する勧告の骨子

1 現状

- ・ 育児介護等職員については、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することが可能
- ・ 一般の職員については、本年4月のフレックスタイム制の改正により、コアタイム及び1日の最短勤務時間数を免除する日を、週1日を限度に各省各庁の長が設定することが可能に。ただし、勤務時間法の規定により、当該日を勤務しない日とすることまではできず、柔軟化の効果が限定的

2 必要性

- ・ 職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境を作り、公務職場の魅力向上を図るため、職員の希望や事情に応じた時間や場所での勤務を可能とする、より柔軟な働き方を推進する取組が求められている
- ・ フレックスタイム制等の活用による柔軟な働き方の推進は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保を通じた公務職場の魅力向上につながるほか、公務能率の向上にも資するもの
- ・ 単身赴任者の帰省、遠隔地に居住する親宅の訪問、通院、主体的な学びのための大学院通学等のために、平日に勤務しない日をつけるニーズは一般の職員にも広く存在。近年、ワーク・ライフ・バランスがより重視されていること、定年引上げに伴い高齢の親族を有する職員の増加が見込まれること、学びの奨励等が進んでいること等に鑑みれば、これらのニーズは今後ますます高まる

3 概要

勤務時間法を改正し、一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする。(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)

4 施行日

令和7年4月1日

(3) 公務員人事管理に関する報告の骨子

<基本的な考え方>

社会経済情勢や国際情勢が激変する中、
国民の利益を守り、世界最高水準の行政サービスを提供し、活力ある社会を築く
→ 行政の経営管理力を高め、公務組織の各層に有為な人材を誘致・育成することが不可欠



職員一人一人が躍動でき、Well-being が実現される環境整備が必要



- 01 公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組
- 02 職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策
- 03 多様なワークスタイル・ライフスタイル実現と Well-being の土台となる環境整備

さらに、新時代にふさわしい公務員人事管理を実現すべく、有識者会議を設置し
聖域なく課題横断的に議論（令和6年秋を目途に最終提言）

1 公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組

【課題認識】

公務組織を支える多様で有為な人材を確保するためには、採用試験を通じた新規学卒者等の確保・育成だけでは組織を維持することは難しく、民間企業等で多様な経験や高度な専門性を有する人材をより一層公務に誘致し、確保することが不可欠。これを実現するため、採用手法、人材育成、給与等の在り方について一体的な取組を推進していく必要

【課題への対応】

(1) 民間と公務の知の融合の推進

- ① 実務の中核を担う人材の積極的誘致
 - ・幅広い府省において、民間人材等を政策・事業の実施等を担う係長級の職員として採用する試験を創設
- ② 官民人事交流の促進のための発信強化
 - ・交流経験者へのアンケート調査により、官民人事交流を通じて得られる効果等を把握し積極的に官民双方に向け発信
- ③ 公務組織への円滑な適応支援（オンボーディング）の充実
 - ・民間人材等が早期に職場に適応し能力発揮できるようにするため、オンボーディング研修の拡充や好事例の共有等

(2) 採用試験の実施方法の見直し

採用試験改革を着実に進めるとともに、受験しやすい試験実施方法を実現する観点から、オンライン方式を活用した採用試験の実施に向けた課題等を整理・検討

(3) 今後の公務に求められる人材の戦略的確保に向けた取組

- ① 優秀な人材確保に資する採用戦略の検討
 - ・優秀な新規学卒者や民間人材、理系人材等の獲得に必要な採用戦略の在り方を多角的な観点から議論する場として、有識者を交えた意見交換スキームを創設
- ② 人材確保を支える処遇の実現 【令和6年給与アップデート】
 - ・潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

- ✓ 新卒初任給の引上げ
- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ（若手・中堅優秀者の処遇引上げ、民間人材等の採用時給与のベース引上げ）
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ
- ✓ 特定任期付職員のボーナス拡充
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

③ 非常勤職員制度の運用の在り方の検討

- ・非常勤職員の人材確保も厳しさを増しているとの意見がある中、各府省の実態等を把握しつつ、制度の適切な運用の在り方等について検討

2 職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策

【課題認識】

職員のキャリア形成意識を各人の成長意欲等につなげ、組織全体のパフォーマンス向上等の原動力とすることが必要。そのため、職員個々のキャリアの明確化、幹部職員・管理職員のマネジメント力向上が不可欠。職員の学び直し、能力・実績に基づく登用等の推進も重要

【課題への対応】

(1) 職員の自律的なキャリア形成・主体的な学びの促進

- ・20～30歳台の若手職員を対象としたキャリア支援研修やマネジメント層のキャリア支援力向上に資する取組を拡充
- ・職員の自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しのため、内閣人事局や各府省と協力し、職員が学びに利用できる研修や研修教材等を整理・一覧化
- ・職員個人の主体的な学びが仕事にいかされ、キャリアパスにつながることを実感し、次の成長の意欲となる「学びと仕事の好循環」の形成に向け、各府省との意見交換も踏まえながら分析・検討し、可能な支援を実施
- ・職員の健康への配慮のほか、職務専念義務、職務の公正な執行、国民の公務への信頼の確保の必要性を踏まえつつ、職員としての成長や組織のパフォーマンス向上等につながるような兼業の在り方について、各府省等の意見を聞きながら検討

(2) 個々の力を組織の力へつなげる取組

① 組織パフォーマンス向上に資する人事管理の推進

- ・人事評価結果を任用・給与へ適切に反映。制度内容の周知等、必要な指導・支援を実施。また、人事管理におけるデジタル活用について内閣人事局、デジタル庁や各府省とも連携し検討

② 職員の役割・貢献に応じた処遇等の実現 【令和6年給与アップデート】

- ・役割や能力・実績等をより反映し、貢献にふさわしい処遇を実現
 - ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
 - ✓ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
 - ✓ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
 - ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ
- ・全国各地での行政サービスを維持するため勤務地の異なる人事配置を円滑化
 - ✓ 地域手当の大きくくり化
 - ✓ 新幹線通勤に係る手当額見直し
 - ✓ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

3 多様なワークスタイル・ライフスタイル実現と Well-being の土台となる環境整備

【課題認識】

価値観が多様化する中、個々の職員の事情を尊重した働き方を可能とする人事・給与制度の整備推進は、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境づくりにつながり、ひいては公務職場の魅力向上にも資する。こうした観点から、より柔軟な働き方を推進する取組等も求められる。また、超過勤務の縮減等、Well-being の土台となる職場環境整備も急務

【課題への対応】

(1) 多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする取組

① 柔軟な働き方を実装するための制度改革の推進等

- ・個々の職員の健康確保や希望に応じた働き方をより一層可能とするためのフレックスタイム制の見直し（※）、勤務間のインターバル確保、夏季休暇の使用可能期間及び年次休暇の使用単位の見直し、テレワークガイドラインの策定等

※ 一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする（育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大）ための勤務時間法の改正を勧告

② 仕事と生活の両立支援

- ・各府省等の要望、民間の状況等を踏まえ必要な方策を検討、両立支援制度の整備・周知等に取組

③ 職員の選択を後押しする給与制度上の措置 【令和6年給与アップデート】

- ・働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を給与制度上も後押し

✓ 扶養手当の見直し

✓ テレワーク関連手当の新設（本年勧告）

✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給、新幹線通勤に係る手当額見直し

(2) 職員の Well-being の土台づくりに資する取組

① 超過勤務の縮減 — 負のイメージの払拭に向けて

- ・勤務時間調査・指導室における超過勤務時間の適正管理等の調査・指導について、地方官署への調査を新たに実施。今後体制強化を図り更に充実。国会対応業務について各府省に改善の取組を求め、引き続き関係各方面に理解と協力をお願い。業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。人事・給与関係業務の改善を実施

② 職員の健康増進 — 公務版の「健康経営」の推進等

- ・官民調査を実施し、健康管理体制の充実や効果的な健康管理施策の推進に向けて検討。心の健康に関する各取組を推進

③ ゼロ・ハラスメントに向けた取組

- ・本府省・地方機関の課長級以上の職員等に対し、ハラスメント防止対策に関する自身の役割の重要性の理解促進を図る研修を実施。相談担当者のニーズに応じた研修の充実やサポートするための体制整備の具体化等に取組

6 職員給与の改定等

(1) 本年の職員給与の改定

ア 改定の必要性

前記3のとおり、本年は月例給及び特別給のいずれにおいても、民間従業員の給与が職員の給与を一定程度上回る状況が認められたところである。

労働基本権制約の代償措置としての給与勧告制度の意義から、民間従業員の給与との精密な比較により職員の給与を適正な水準に保つことが必要であり、本県では、これまで毎年の給料表改定等を通して、地域の民間賃金水準との較差の解消を図ってきた。

まず、月例給については、国家公務員の給与水準を考慮した上で、本県の給料表改定に係る考え方やこれまでの経緯等を総合的に勘案すると、本年の人事院勧告による俸給表改定を参考に給料表の引上げ改定を行うことが適切であると判断した。

そして、特別給についても、民間事業所における支給割合を考慮して、年間支給月数を引き上げることが適当であると判断した。

イ 改定すべき事項

(7) 給料表

(行政職給料表)

民間との給与比較を行っている行政職給料表については、民間の初任給との間に差があることを踏まえ、大学卒程度試験採用職員に係る初任給については10,700円、短大・高校卒程度試験採用職員に係る初任給については12,000円、それぞれ引き上げることとし、初任給を始め若年層に重点を置き、全級全号給について一定の改善が及ぶよう、国家公務員に対してとられる措置に準じて引上げ改定を行う。

この改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員の給与と民間従業員の給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する。

(行政職給料表以外の給料表)

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、改定を行うこととする。

また、教育職給料表の改定に当たって、全国人事委員会連合会が作成した教員給与に関するモデル給料表の改定を参考にして行うこととする。行政職給料表以外の給料表の改定についても、本年4月に遡及して実施する。

(イ) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の改定状況を勘案して国家公務員に対してとられる措置に準拠して所要の改定を行い、本年4月に遡及して実施する。

(ウ) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、4.50月分とする。支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況及び国家公務員に対してとられる措置を考慮して期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当を引き上げ、令和6年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう定めることとする。

また、教育職給料表(一)の適用を受ける職員のうち学長の職を占める職員及び定年前再任用短時間勤務職員の期末手

当及び勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

(2) その他の課題

ア 社会や公務の変化に応じた給与制度の整備

人事院は本年の公務員人事管理に関する報告の中で、令和6年に向け措置を検討する給与制度のアップデートについて骨格案を提示した。取組の一点目は「人材確保への対応」として、潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇を拡大していくこと、二点目は「組織パフォーマンスの向上」として、役割や能力・実績等をより反映し貢献にふさわしい処遇とする一方、全国各地での行政サービス維持のため人事配置を円滑化していくこと、三点目は「働き方やライフスタイルの多様化への対応」として、働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で職員の選択を後押ししていくことである。こうした取組を踏まえ、様々な立場から納得感の得られる処遇体系を目指す骨格案となっている。

本県においては、30歳台から40歳台半ばまでの職員数が少なく、年齢別構成人数に偏りがある点など、国と同様の課題があることから、人事院が示す骨格案を踏まえ、社会や公務の変化に適応した人事管理及び適切な給与制度の整備が求められる。一方で、地域手当における区分設定の広域化や在宅勤務等手当の新設、及びそれに伴う通勤手当の調整等、本県における地域の実情や勤務の状況等を踏まえる必要があるものについては、国及び他の都道府県の動向を注視しつつ、本県に相応しい給与制度を検討していくことが重要である。

また、常勤職員の給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与については、当該常勤職員の給与の改定に係る取

扱いに準じて改定することを基本とするよう総務省から通知がなされたところである。これらのことから、会計年度任用職員に対する給与制度については、国家公務員における取扱い及び本県の実情等を踏まえ、適切に検討することが必要である。

イ 65歳定年完成を視野に入れた給与水準の在り方

65歳定年の完成を視野に入れた60歳前後の給与水準（給与カーブ）の在り方については、本年度から段階的に定年が引き上げられる中での公務における人事管理の在り方の変化や、国及び他の都道府県の動向を注視しつつ、職員の役割・貢献に応じた処遇を確保し、職員一人ひとりが躍動できるような制度となるよう、総合的に検討を進めていく必要がある。

第2 公務運営の改善等に関する報告

1 人材の確保と活用

(1) 多彩で有為な人材の確保

社会情勢が大きく変化する中、複雑・高度化する行政課題に柔軟かつ迅速に対応できる多彩で有為な人材を確保することは本県にとって重要な課題である。

本県においては、過去に行財政改革で職員の採用抑制を行ったことなどにより30歳台から40歳台半ばが他の年代に比べて少ない職員構成となっており、特に一部の技術職では、若い世代の職員が著しく少ない職種がある。このため、将来にわたり安定的な組織運営を図るため、あるべき職員規模や職員構成を見据えながら、優秀な人材を計画的に確保していくことが非常に重要である。

しかしながら、少子化に伴う新規学卒者等の減少、民間企業における採用活動の活発化、国や他の地方公共団体との競合により、職員採用を取り巻く環境は一層厳しさを増しており、採用試験の受験者確保及び採用辞退の防止に向けた一層の取組みが求められている。

本委員会としては、受験者確保のため、全職種を一堂に集めた県職員ガイダンス、技術系職員が働く現場の見学会、進学校を含めた県内高校での県職員説明会等を実施するほか、大学等での就職セミナーや合同企業展への積極的な参加に加え、SNSで試験広告や職種ごとの仕事内容を紹介する動画を配信するなど、本県職員の様々な仕事内容や職場等についての具体的なイメージの浸透を図っている。また、令和5年度の春の大学卒程度採用試験では、受験可能年齢を39歳までとする行政Ⅱに加え、受験可能年齢を同じくする技術Ⅱを新設し、従来の教養試験に代えて、民間企業で広く活用され、様々な学部の学生が受験しやすい総合適性検査SPIを導入した。この結果、大卒程度試験の全体の受験者数

は、昨年度に比べ行政職で 1.6 倍、技術職で 2.6 倍に増加となり、受験者確保に一定の効果が見られた。

一方、採用辞退の防止に向けては、任命権者において、採用予定者への継続的な個別相談の実施や県庁内の職場案内等が行われているが、引き続き、採用までの期間、任命権者におけるきめ細やかなサポートが望まれる。

本委員会では、引き続き、任命権者と連携して職種ごとの現状と課題を踏まえながら、本県職員に関するきめ細かい情報発信、採用試験制度の多様化など、一層の受験者確保につなげる手法の検討を進め、優秀な人材の確保を図っていく。

(2) 人材の育成

行政を取り巻く環境や行政ニーズが激しく変化する中、行政課題、組織・職員構成、職員の就業意識の変化やテレワーク等の柔軟な働き方に対応した体系的、長期的な人材育成が求められる。

職員の育成に当たっては、職員としての使命感・倫理観の涵養や政策立案・実行能力の向上、将来のキャリア形成を支援する研修を充実させるとともに、職員が計画的に受講できる仕組みが重要である。加えて、各々の職場においても職員を育成する風土を醸成するなど、組織全体で職員の育成に取り組む必要がある。そのため、管理職員には、日常業務や職員面談等の機会を活用した職員の今後のキャリアに資するような指導・助言など、職員のキャリア形成を支援する働きかけを行うことが求められることから、管理職のキャリア支援力の向上に資する取組も必要である。

特に、新規採用職員が配属された職場では、担当係長やOJTトレーナーをはじめ、職場全体でOJTを適切に実施し、新規採用職員がOff-JTの履修により得られた知識も活かしながら、早期に環境や仕事に適応し能力を發揮できるよう努める必要がある。

また、女性職員の活躍推進に向けては、管理職員を対象とした研修等を通じて、性別や家庭の事情等に係る無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれない意識改革を進め、女性職員の幅広い分野への配置や登用に、より一層努める必要がある。

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

職員一人ひとりの能力を引き出し、組織全体のパフォーマンスを最大限に発揮するためには、能力・実績に基づく人事管理を実践していくことが必要である。そのためには、職員の能力と勤務実績について客観的かつ公正・公平な人事評価を行うとともに、評価結果を人事管理の基礎として、任用、給与等へ適切に活用していくことが必要である。

人事評価の運用に当たっては、任命権者において、評価者に対する研修等の充実に努めるなど、人事評価の客観性、公平性、公正性の一層の向上を図ることが重要である。

また、評価結果の開示に当たっては、職員が納得感と成長実感を得られ、意欲向上や能力伸長につなげられるよう適切なフィードバックを行うなど、人材育成や組織マネジメント向上の観点から、より効果的な運用が求められる。

令和2年度からは、人事評価の結果に基づき、職務の遂行に支障をきたす職員を対象とした支援措置として「職務能力向上支援プログラム」が実施されている。当プログラムの実施に当たっては、対象職員にその趣旨等を丁寧に説明するとともに、職務遂行能力の向上が図られるよう効果的な実施に努める必要がある。

なお、人事管理においては、定年引上げの影響を見極めつつ、職種ごとの年齢・職位別の人員構成にも留意し、中長期的な視点で持続的な行政運営のための取組を進めていくことが望まれる。

(4) 定年の引上げに対応した新たな組織運営

令和5年度からの定年の段階的引上げに伴い、60歳超の高齢層

職員が、その豊かな経験、知識や専門性を十分に発揮し、知見や技術、ノウハウの継承を通じて人材育成に貢献しながら、組織全体の活力の創出につながるような生き生きとした働き方ができる環境を整備する必要がある。このため、職員の経験、知識や専門性に応じた人事配置を行うとともに、職員一人ひとりの事情や希望に応じた多様な働き方を実現できる環境整備が望まれる。

2 勤務環境の整備

(1) 長時間労働の是正

長時間労働は、職員の心身の健康を損なうおそれがあるのみならず、公務能率の向上やワーク・ライフ・バランスを妨げる要因となるものであり、その是正は極めて重要な課題である。

本県では、平成31年4月から、人事委員会規則により時間外勤務を命ずることができる上限時間を設定し、時間外勤務の縮減に取り組んでいるところである。

しかしながら、知事部局では、令和4年度に時間外勤務が上限時間（月45時間）を超過した職員は延べ3,864人、このうち月100時間以上となった職員は延べ281人にのぼり、いずれも令和3年度より減少したものの、新型コロナウイルス感染症への対応等のため依然多くの職員が長時間の時間外勤務を行っている状況にある。

任命権者においては、職員一人ひとりの勤務時間を客観的な記録等により正確に把握した上で、業務の合理化、事務事業の抜本的な見直し、職員間の業務負担の平準化、業務量に応じた適正な人員配置等、職員の負担軽減につながる実効性のある方策を迅速に講じる必要がある。さらに、長時間の時間外勤務を行った職員に対しては、管理職員が面談等により速やかに健康状態を確認するとともに、医師による面接指導を迅速に実施し、その結果に基

づく就業上の措置を適切に講じることが求められる。

また、長時間労働の是正には管理職員の役割が極めて重要であるため、管理職員のマネジメント能力向上や意識改革のための取組の充実を図るとともに、その役割を十分に果たせるよう管理職員自身の負担軽減にも配慮する必要がある。

さらに、上記の対策を進めてもなお、職員が恒常的に長時間の時間外勤務を行わざるを得ない場合には、業務量に応じた人員が確保される必要がある。

本委員会としても、引き続き、長時間労働や健康確保措置等の状況把握に努め、労働基準監督機関として必要な指導等を行っていく。

また、学校現場においても、教職員の多忙化、長時間勤務の常態化が大きな課題となっている。本年8月には、依然として長時間勤務の教職員が多い状況を踏まえ、国の中央教育審議会の特別部会が緊急提言を行っており、その対策は急務である。

教育委員会では「教職員の働き方改革プラン」に基づき様々な取組を進めているところであるが、引き続き、現場の実態を十分に踏まえ、勤務時間管理の徹底、業務の適正化・効率化、管理職員のマネジメント能力向上、部活動改革等について、実効性のある取組を迅速に進めていくことが必要である。

併せて、市町村立学校も含めた学校現場全体で状況が改善されるよう、教育委員会は市町村教育委員会と十分に連携し、その取組を支援していくことが求められる。

(2) 職員の健康管理

職員がその能力を十分に発揮し、職務を遂行していくためには、心身ともに健康であることがその土台となる。

しかしながら、職務内容の複雑化、社会の急激な変化により職員が限られた人数で様々な行政課題への対応を迫られている状況、

緊急に対応しなければならない業務の発生等の要因により、ストレスを抱える職員は今後ますます増加することが懸念される。

本県では、令和4年度の休職者のうち約76%が精神系疾患を原因としており、その割合は年々増加傾向にあることから、職員のメンタルヘルス対策は特に重要な課題である。

メンタルヘルス対策においては、まず、職員自身がストレスや不調に早期に気づき、適切に対処できるよう、職員の「セルフケア」を促すことが大切である。

管理職員や係長の役割も大変重要であり、日常業務や日頃のコミュニケーションを通じて職員の状況を把握し、ストレスの状況や心の健康状態の変化を早期に察知し、相談窓口の紹介や医療機関への受診勧奨等、早期発見・早期対応に努めるとともに、業務量や業務内容、人間関係等にも目配りし、ストレス要因の発生防止に努めるなど、管理職員等は適切な「ラインケア」を行う必要がある。

任命権者においては、毎年度ストレスチェックを実施し、職員自身にストレスへの気づきを促しているところであるが、令和4年度の職員の受検率は約95%となっており、今後さらに受検率の向上を図るとともに、集団分析結果等を職場環境の改善や健康管理体制の充実に適切に活用することが求められる。

また、管理職員等が心の健康に関する知識を深め、状況に応じた適切な「ラインケア」を行うことができるよう、任命権者は研修の充実等に努める必要がある。

なお、近年、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、豪雨災害、新型コロナウイルス感染症など、緊急に対応しなければならない業務が連続して発生している状況にある。時間外勤務の増加や慣れない業務への従事によりストレスや疲労が蓄積し、心身に不調をきたす職員の増加が懸念されることから、任命権者は職員の健康

管理に十分に配慮することが求められる。

また、労働安全衛生管理に関して、毎年度、各所属において業務上のリスクや対策を確認する職場点検が行われているところであるが、業務上の事故や健康被害を防止するため、任命権者は、安全衛生管理について全職員への周知徹底を図り、職場の安全意識をさらに高めていくことが求められる。

(3) 誰もが働きやすい職場環境づくり

多彩な人材の活躍を促進するためには、年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、職員一人ひとりの個性や多様性を尊重し、その能力を最大限に発揮できる職場環境づくりを進めていくことが重要であり、組織全体の活力向上につながるものである。

女性職員及び高齢層職員の活躍推進については、本報告で言及しているとおり、職員が能力や経験を十分に発揮し、やりがいをもって働き続けられるよう、引き続き働きやすい職場環境の整備に取り組んでいく必要がある。

障がい者雇用では、任命権者において「障がい者活躍推進計画」を策定し、障がいのある職員が安心して働くことができる職場環境づくり等の取組を進めているところであるが、令和6年4月1日から地方公共団体の障がい者の法定雇用率が段階的に引き上げられる。

障がい者雇用をさらに推進するためには、任命権者において、障がいのある職員一人ひとりの障がい特性や希望に応じた合理的配慮の円滑かつ適切な提供に向け、障がいのある職員及び配属先の管理職員、関係職員に対する相談支援や研修等の充実を図るなど、障がいのある職員が職場に定着し、長く活躍し続けられる職場環境の整備に引き続き取り組んでいく必要がある。

また、本年6月、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（LGBT理解

増進法)が公布・施行され、事業主は性的指向とジェンダーアイデンティティの多様性に関する労働者の理解増進に努めることとされている。

さらに、本県では、パートナーシップ関係にある方の人生が尊重され、自分らしく暮らしていくことを応援するため、「岐阜県パートナーシップ宣誓制度」が創設され、本年9月1日に運用が開始されたところである。

こうした状況を踏まえ、任命権者においては、性的少数者の当事者を含め、誰もが働きやすい職場環境の整備を図っていくことが求められる。

(4) ハラスメント防止対策

「パワー・ハラスメント」、「セクシュアル・ハラスメント」、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」など、職場環境を悪化させるハラスメントを防止していくことは、職員が高い士気をもって、その能力を十分に発揮することができる働きやすい勤務環境を実現する上で重要な課題である。

任命権者においては、研修等を通じた意識啓発、相談窓口の設置、職員からの情報提供等により、ハラスメントの防止と早期発見、早期対応に努めているところであるが、近年においてもパワー・ハラスメントによる懲戒処分事案が発生しており、その根絶には至っていない。

ハラスメント防止には、管理職員の意識や役割が極めて重要であることから、任命権者は、研修内容をより実効性のあるものとするなど、管理職員のハラスメント防止意識や対応能力を一層高めていくことが必要である。また、全職員のハラスメント防止に関する意識を高めるため、研修等の充実に努めるとともに、事案の早期発見、早期対応のため、職員が利用しやすい相談体制を構築し、その周知を徹底していくことが求められる。

さらに、任命権者は、ハラスメント事案を把握した場合には、迅速に事実調査、被害者・加害者への適切な処置を行うとともに、適切な再発防止策を講じる必要がある。

3 ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 多様な働き方の推進

本県では、令和2年2月に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として在宅勤務が開始され、本年5月の同感染症の5類移行後は、業務継続性の確保及び職員の多様な働き方の実現を目的として在宅勤務が推進されているところである。

在宅勤務は、子育て、介護等のために時間の制約を受ける職員が、ワーク・ライフ・バランスの実現を図るうえで大変有効であるほか、その他の職員においても、時間の有効活用により公務効率の向上や健康確保に資するものである。

国では、本年中にテレワークの実施に関するガイドラインが策定される予定であることから、当ガイドラインの内容も参考に、多様なライフスタイルに配慮した新しい働き方として、各々の職場の特性に応じ在宅勤務を効果的に活用していくことが求められる。

現在、本県では、「デジタル・トランスフォーメーション推進計画」に基づき、テレワーク環境の拡充等、新たな働き方への対応が進められている。また、本年1月に開庁した新県庁舎では、デジタル技術を活用し、業務の効率化、行政サービスの向上に配慮された新しい執務環境が整備されたほか、新県庁舎内に保育施設が開設され、職員の仕事と子育ての両立を支援する環境が整えられた。

任命権者においては、こうした執務環境の変化や職員のニーズも踏まえ、職員のライフスタイルに応じた多様な働き方を可能と

する勤務制度や職場環境の充実を図っていくことが求められる。

また、職員が心身の疲労を回復し、ゆとりある生活を送るためには、年次休暇の取得促進を図っていく必要がある。

知事部局における令和4年の年次休暇の1人当たり平均取得日数は11.6日となっており、前年(11.3日)より若干増加したものの、一層の取得促進が必要な状況にある。

任命権者においては、引き続き、計画表の活用や、2(1)で述べた長時間労働の是正へ向けた取組により、休暇を取得しやすい環境づくりを着実に進めていくことが求められる。

なお、人事院は、本年の公務員人事管理に関する報告において、国家公務員の夏季休暇制度を見直し、業務の都合により使用可能期間(7月から9月までの間)内に休暇を使用することが困難な職員について、当該期間を前後各1月の期間拡大することとしている。本県の夏季休暇の使用可能期間については、本委員会の通知により6月から9月までの間としているところであるが、国や他の都道府県の対応も参考に見直しを検討していく。

(2) 子育て、介護等の家庭生活と仕事の両立支援

少子高齢化が進む中、男女を問わず、職員が子育て、介護等の家庭生活と仕事を両立し、その能力を發揮できる勤務環境を整備していくことは重要な課題である。

子育てに関しては、任命権者において、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画が策定され、仕事との両立支援の取組が進められている。

この行動計画では、男性職員の育児休業取得率が指標として掲げられており、令和4年度の男性職員の育児休業取得率は、知事部局は75.6%と高い水準にある一方で、教育委員会(市町村立学校の教職員を含む。)は13.9%と低い水準にとどまっている。

また、令和4年10月からは、地方公務員の育児休業等に関する

法律の改正により、育児休業の取得上限回数が原則2回まで（男性職員は4回まで）に拡充され分割取得が可能となったほか、男性の育児参加休暇（特別休暇）の取得可能期間が拡大されるなど、制度の拡充が行われたところである。

任命権者においては、引き続き、制度の周知や、制度を利用しやすい職場環境の整備等、行動計画に基づく取組を着実に推進していくことが求められる。

特に、教育委員会においては、教職員が安心して制度を利用できるように、制度の周知、代替職員の確実な配置、教職員の意識改革等に取り組むとともに、市町村立学校の教職員についても同様に取組が進められるよう、市町村教育委員会に働きかけていくことが求められる。

また、定年の引上げ等に伴い、親等の介護に直面する職員は今後も増加すると見込まれる。

現在、介護休暇、介護時間（時短勤務）、早出遅出勤務等の両立支援制度が設けられているが、任命権者においては、制度の周知や、制度を利用しやすい職場環境の整備に努めることが求められる。

なお、子育て、介護等に関する両立支援制度については、国や他の都道府県の状況等も参考に、引き続き制度の拡充に向けた検討を進める必要がある。

4 公務員倫理の確立等

本県では、平成18年に発覚した不正資金問題に対する深い反省の上に立って策定した「県政再生プログラム」及び「岐阜県職員倫理憲章」に基づき、透明性が高く信頼される県政に向けた改革に取り組んでいるところである。

職員一人ひとりが、自らの言動が公務全体の信用に影響を与える

ことを十分に認識し、法令を遵守した適切な職務遂行はもとより、公務員倫理と服務規律の保持に努めるとともに、多様化・複雑化する行政課題に果敢に取り組んでいくことで、行政サービスの一層の向上に努め、県民の信頼と期待に応えられるよう、その職責を果たすことが求められる。

しかしながら、近年においても、公務上又は私生活上の非違行為に係る懲戒処分事案や、ダブルチェック等を徹底していれば防げた可能性が高い個人情報漏えい事案が未だ後を絶たない状況である。

任命権者においては、職員に対し、適正な職務執行や服務規律の厳正な保持について絶えずその徹底を図り、公務員倫理を確立していくことが求められる。

また、不適切な事務処理事案に関しては、類似の事案が複数の職場で見受けられる場合には、そこに構造的問題がある可能性もあることから、事案の背景を検証し、適切な再発防止策を講じることが求められる。

第3 給与勧告実施の要請

本委員会の給与勧告制度は、労働基本権を制約されている職員の適正な処遇を確保するため、情勢適応の原則に基づき職員の給与水準を民間の給与水準に合わせるものとして、県民の理解と支持を得ながら職員の給与を決定する方式として定着している。

県内の民間従業員の給与との精密な比較により職員の給与を決定する仕組みを通じて、職員に適正な給与水準を確保することは、職員の士気の高揚のみならず、優秀な人材の確保にも資するものであり、県行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

議会及び知事におかれては、このような人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告のとおり実施されるよう要請する。

別表第1 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の慣行なし
	係員		58.1	5.0	0.7
課長級		44.3	6.9	0.7	48.2

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

別表第2 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	定期昇給制度あり	定期昇給実施			定期昇給中止	定期昇給制度なし
			増額	減額	変化なし		
課長級	77.8	77.8	32.7	2.6	42.5	0.0	22.2

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

別表第3 職員給与と民間給与との較差

民間従業員の給与	371,590円
職員の給与	368,059円
較差	3,531円(0.96%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

別表第4 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期(A1)	361,644円
	上半期(A2)	369,952円
特別給の支給額	下半期(B1)	807,131円
	上半期(B2)	841,845円
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.23月分
	上半期(B2/A2)	2.28月分
年間計		4.51月分

(注) 下半期とは令和4年8月から令和5年1月まで、上半期とは令和5年2月から7月までの期間をいう。
備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、4.40月である。

別紙第 2

勸 告

次の事項を実現するため、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 32 年岐阜県条例第 29 号）、岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 12 年岐阜県条例第 48 号）及び岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年岐阜県条例第 38 号）を改正することを勧告する。

1 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当について

医療職給料表（一）、行政職給料表又は研究職給料表の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を人事院勧告の内容を考慮して改定すること。

イ 期末手当及び勤勉手当について

(ア) 令和 5 年 12 月期の支給割合

a b 及び c 以外の職員

期末手当の支給割合を 1.25 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.7 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 1.05 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.5 月分）とすること。

b 人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員 （以下「管理・監督職員」という。）

期末手当の支給割合を 1.05 月分（定年前再任用短時間勤務

職員にあっては、0.6月分)とし、勤勉手当の支給割合を1.25月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6月分)とすること。

- c 教育職給料表(一)の適用を受ける職員のうち学長の職を占める職員

期末手当の支給割合を0.675月分とし、勤勉手当の支給割合を1.075月分とすること。

(イ) 令和6年度以降の支給割合

- a b及びc以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6875月分)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.025月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.4875月分)とすること。

- b 管理・監督職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.025月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5875月分)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.225月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5875月分)とすること。

- c 教育職給料表(一)の適用を受ける職員のうち学長の職を占める職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.65月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分とする。

2 岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 令和5年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

イ 令和6年度以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

3 岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

ア 令和5年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

イ 令和6年度以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイの(ア)、2の(2)のア及び3の(2)のアについては、令和5年12月1日から、1の(2)のイの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては、令和6年4月1日から実施すること。

別記第 1

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	164,700	211,600	245,300	276,800	301,100	329,300	372,700	418,300	469,000
	2	165,900	213,300	246,800	278,400	303,300	331,600	375,300	420,800	472,100
	3	167,100	215,100	248,300	280,000	305,300	333,800	377,800	423,300	475,200
	4	168,200	216,600	249,700	281,600	307,300	335,900	380,200	425,800	478,300
	5	169,300	218,100	250,900	283,200	309,100	337,900	382,200	427,700	481,300
	6	170,400	220,000	252,500	285,000	310,900	340,000	384,700	429,800	484,400
	7	171,600	221,700	254,100	286,800	312,500	341,900	387,100	432,000	487,500
	8	172,700	223,500	255,500	288,600	314,100	343,800	389,600	434,200	490,600
	9	173,700	225,000	256,600	290,300	315,800	345,800	392,100	436,200	493,300
	10	175,100	226,500	258,100	292,300	318,000	347,800	394,700	438,300	496,400
	11	176,500	228,100	259,600	294,100	320,300	349,900	397,400	440,400	499,400
	12	177,800	229,600	260,900	295,900	322,300	351,900	400,000	442,400	502,500
	13	179,000	230,800	262,300	297,700	324,300	353,700	402,300	444,200	505,200
	14	180,500	232,300	263,500	299,300	326,400	355,800	404,600	446,100	507,600
	15	182,100	233,800	264,700	300,800	328,300	357,700	406,900	448,000	509,900
	16	183,700	235,200	266,000	302,200	330,300	359,700	409,200	449,900	512,300
	17	184,800	236,600	267,200	303,700	332,200	361,400	411,100	451,600	514,500
	18	186,300	238,300	268,500	305,800	334,300	363,400	413,000	453,400	516,000
	19	187,700	239,800	269,900	307,800	336,200	365,300	414,900	455,200	517,500
	20	189,100	241,200	271,200	309,700	338,100	367,200	416,800	457,000	518,900
	21	190,400	242,500	272,800	311,400	339,900	369,200	418,600	458,800	520,000
	22	192,800	244,100	274,300	313,300	341,900	371,100	420,400	460,300	521,500
	23	195,000	245,600	275,900	315,300	344,000	373,000	422,300	461,800	523,000
	24	197,300	247,100	277,500	317,100	345,900	375,000	424,200	463,300	524,500
	25	199,500	248,100	279,100	318,900	347,300	376,800	425,800	464,700	525,700
	26	201,300	249,600	280,800	320,900	349,300	378,800	427,300	466,000	526,800
	27	202,900	250,900	282,500	322,900	351,200	380,700	428,900	467,300	528,000
	28	204,400	252,200	284,100	324,900	353,200	382,600	430,400	468,500	529,200
	29	206,000	253,300	285,700	326,600	354,900	384,200	431,900	469,500	530,300
	30	207,400	254,300	287,200	328,700	356,800	386,000	433,200	470,200	531,200
	31	208,800	255,200	288,700	330,700	358,600	387,800	434,500	471,000	532,100
	32	210,200	256,200	290,300	332,700	360,500	389,500	435,800	471,700	533,000
	33	211,600	257,100	291,400	334,000	362,300	391,200	437,000	472,400	533,800
	34	212,900	258,000	293,000	336,000	364,100	392,600	438,300	473,200	534,700
	35	214,300	258,800	294,600	338,000	365,800	394,100	439,600	473,900	535,400
	36	215,600	259,700	296,100	340,000	367,500	395,500	440,800	474,600	535,900
	37	216,900	260,500	297,500	341,900	369,000	397,000	442,000	475,100	536,600
	38	218,100	261,700	299,200	343,900	370,300	398,200	442,800	475,800	537,300
	39	219,400	262,900	300,800	345,800	371,600	399,400	443,600	476,500	538,100
	40	220,500	264,100	302,400	347,800	373,000	400,500	444,400	477,100	538,700
	41	221,600	265,300	304,000	349,600	374,300	401,500	445,000	477,600	539,200
	42	222,700	266,500	305,600	351,500	375,200	402,700	445,700	478,100	
	43	223,800	267,600	307,100	353,400	376,200	403,800	446,400	478,500	
	44	224,800	268,700	308,700	355,200	377,300	405,000	447,100	478,800	

職員の区分	職務の級号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	225,700	269,700	310,300	356,700	378,100	405,700	447,900	479,100	
	46	226,600	270,900	311,900	358,200	379,000	406,400	448,700		
	47	227,600	272,000	313,600	359,600	379,900	407,100	449,300		
	48	228,500	273,000	315,100	361,100	380,700	407,800	450,000		
	49	229,400	274,000	316,000	362,700	381,600	408,400	450,400		
	50	230,300	275,100	317,600	363,500	382,400	409,100	450,900		
	51	231,300	276,100	319,100	364,500	383,200	409,600	451,300		
	52	232,200	277,000	320,700	365,500	383,900	410,100	451,700		
	53	233,000	277,900	322,400	366,400	384,600	410,400	452,100		
	54	233,900	278,900	324,000	367,500	385,300	410,700	452,500		
	55	234,800	279,800	325,500	368,500	386,000	411,000	452,900		
	56	235,700	280,700	327,100	369,500	386,700	411,300	453,200		
	57	236,000	281,600	328,500	370,400	387,200	411,600	453,500		
	58	236,800	282,600	329,700	371,100	387,800	412,000	454,000		
	59	237,500	283,500	330,800	371,800	388,500	412,300	454,300		
	60	238,100	284,400	331,900	372,400	389,200	412,600	454,600		
	61	238,800	285,400	332,700	372,900	389,600	412,900	454,900		
	62	239,500	286,400	333,600	373,500	390,300	413,200			
	63	240,100	287,400	334,400	374,200	390,900	413,500			
	64	240,600	288,300	335,200	374,900	391,500	413,800			
	65	241,100	288,800	336,000	375,200	392,000	414,100			
	66	241,600	289,500	336,400	375,900	392,600	414,400			
	67	242,200	290,300	337,100	376,600	393,200	414,700			
	68	242,800	291,200	337,800	377,200	393,800	415,000			
	69	243,300	292,200	338,600	377,600	394,200	415,200			
	70	243,800	293,000	339,300	378,200	394,700	415,500			
	71	244,300	293,800	340,000	378,900	395,300	415,800			
	72	244,900	294,600	340,600	379,500	395,900	416,000			
	73	245,400	295,300	341,100	379,900	396,200	416,200			
	74	245,900	295,800	341,700	380,500	396,500	416,500			
	75	246,300	296,300	342,300	381,200	396,900	416,800			
	76	246,800	296,700	342,900	381,800	397,300	417,000			
77	247,300	296,900	343,200	382,200	397,600	417,200				
78	247,800	297,200	343,700	382,700	397,900	417,500				
79	248,400	297,400	344,100	383,300	398,200	417,800				
80	248,900	297,700	344,500	383,800	398,400	418,000				
81	249,300	297,900	344,900	384,300	398,600	418,200				
82	249,800	298,100	345,400	384,900	398,900	418,500				
83	250,200	298,400	345,900	385,500	399,200	418,800				
84	250,600	298,600	346,400	385,900	399,400	419,000				
85	251,000	298,900	346,800	386,200	399,600	419,200				
86	251,400	299,200	347,200	386,600	399,900					
87	251,900	299,500	347,700	387,000	400,200					
88	252,300	299,800	348,100	387,400	400,400					
89	252,700	300,100	348,400	387,800	400,600					
90	253,200	300,500	348,800	388,300	400,900					
91	253,500	300,900	349,300	388,700	401,200					
92	253,800	301,300	349,700	389,100	401,400					

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	93	254,100	301,500	349,900	389,400	401,600				
	94		301,800	350,300	389,900					
	95		302,100	350,800	390,300					
	96		302,500	351,200	390,700					
	97		302,700	351,400	391,000					
	98		303,000	351,800						
	99		303,400	352,300						
	100		303,800	352,600						
	101		304,000	352,900						
	102		304,300	353,300						
	103		304,700	353,700						
	104		305,000	354,100						
	105		305,200	354,600						
	106		305,500	355,000						
	107		305,900	355,400						
	108		306,200	355,800						
	109		306,400	356,300						
	110		306,800	356,700						
	111		307,200	357,000						
	112		307,500	357,300						
	113		307,700	357,800						
	114		307,900	358,200						
	115		308,200	358,500						
	116		308,600	358,800						
	117		308,800	359,300						
	118		309,000							
	119		309,300							
	120		309,600							
	121		310,000							
	122		310,200							
	123		310,500							
	124		310,800							
	125		311,200							
定年前任用 短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		192,300	220,400	261,200	280,900	296,300	322,300	364,900	398,800	451,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第27条第1項に規定する職員を除く。

公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	191,200	207,500	231,800	270,000	308,200	332,700	358,500	392,100	433,200
	2	193,000	209,200	233,800	271,500	310,000	334,900	360,800	394,300	435,100
	3	194,900	211,100	235,700	272,900	311,800	336,900	363,000	396,300	437,000
	4	196,700	212,900	237,500	274,400	313,600	339,000	365,000	398,200	438,900
	5	198,100	214,800	239,600	275,900	315,200	341,000	366,900	399,900	440,300
	6	200,000	217,000	241,100	277,300	317,000	342,500	369,000	401,900	441,900
	7	201,900	219,300	242,600	278,600	318,900	344,000	371,000	403,800	443,500
	8	203,800	221,600	244,300	279,800	320,900	345,500	372,800	405,600	445,100
	9	205,400	223,500	246,200	280,800	322,500	347,100	374,600	407,400	446,500
	10	207,200	225,700	247,800	282,000	324,600	349,300	376,600	409,300	448,200
	11	208,900	227,800	249,600	283,300	326,600	351,600	378,700	411,400	449,900
	12	210,600	229,600	251,100	284,400	328,700	353,600	380,700	413,400	451,400
	13	212,400	231,500	252,900	285,500	330,500	355,400	382,400	414,900	452,400
	14	214,400	233,300	254,800	286,900	332,100	357,500	384,500	417,000	454,000
	15	216,600	235,100	256,600	288,000	333,700	359,400	386,500	419,100	455,800
	16	218,600	236,700	258,500	288,900	335,200	361,400	388,600	421,200	457,600
	17	220,800	238,600	259,800	289,600	336,800	363,300	390,200	423,000	459,100
	18	222,600	240,100	261,300	291,100	339,000	365,400	392,200	424,600	460,900
	19	224,500	241,500	262,900	292,400	341,200	367,300	394,200	426,200	462,700
	20	226,500	242,900	264,300	293,700	343,300	369,300	396,200	427,900	464,500
	21	228,400	244,600	265,700	294,800	345,000	371,100	398,000	429,400	466,100
	22	230,300	246,100	266,600	295,800	346,900	373,000	400,100	431,000	467,900
	23	231,900	247,700	267,500	297,000	348,700	374,900	402,100	432,500	469,600
	24	233,400	249,400	268,400	298,100	350,600	376,800	404,200	434,000	471,400
	25	235,400	251,000	269,300	299,100	352,500	378,500	405,700	435,100	472,800
	26	236,800	252,700	270,400	300,600	354,500	380,600	407,800	436,500	474,200
	27	238,200	254,300	271,600	302,300	356,500	382,600	409,800	438,100	475,700
	28	239,600	255,800	272,500	303,800	358,400	384,700	411,900	439,600	477,000
	29	241,300	256,800	273,300	305,600	360,200	386,600	413,500	440,900	478,200
	30	243,100	258,400	274,300	307,300	362,300	388,700	415,300	442,600	478,900
	31	244,700	259,900	275,500	309,000	364,200	390,700	416,900	444,200	479,600
	32	246,200	261,400	276,400	310,800	366,100	392,800	418,600	445,900	480,300
	33	247,800	262,500	276,900	312,100	367,500	394,600	420,300	447,300	480,700
	34	249,500	263,600	278,100	313,800	369,600	396,700	421,800	449,000	481,500
	35	251,100	264,600	279,200	315,500	371,500	398,700	423,300	450,700	482,200
	36	252,800	265,500	280,200	317,100	373,500	400,700	424,800	452,300	482,900
	37	253,800	266,600	280,800	318,700	375,500	402,400	426,100	453,700	483,400
	38	255,300	267,800	281,700	320,100	377,600	403,800	427,600	454,400	484,100
	39	256,900	268,900	282,500	321,600	379,600	405,100	429,100	455,100	484,600
	40	258,300	269,700	283,400	323,200	381,700	406,400	430,500	455,800	485,200
	41	259,500	270,700	284,200	324,500	383,600	407,500	432,100	456,200	485,700
	42	260,500	271,700	285,200	326,100	385,700	408,600	433,400	456,800	486,100
	43	261,400	272,700	286,200	327,600	387,700	409,600	434,600	457,500	486,500
	44	262,300	273,600	287,000	329,100	389,800	410,600	435,900	458,100	486,900

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	263,100	274,200	287,900	330,700	391,500	411,700	436,800	458,800	487,200
	46	264,100	275,300	289,200	332,400	393,200	412,900	437,600	459,500	
	47	265,000	276,200	290,400	334,100	394,900	414,100	438,400	460,100	
	48	265,700	277,300	291,800	335,800	396,500	415,200	439,100	460,700	
	49	266,300	278,000	293,200	337,200	397,800	416,400	439,500	461,300	
	50	267,200	279,000	294,800	338,600	398,800	417,200	440,200	461,700	
	51	268,100	279,900	296,100	340,100	399,800	418,000	440,600	462,000	
	52	269,000	280,700	297,500	341,700	400,800	418,700	440,900	462,400	
	53	269,600	281,500	298,800	343,200	401,900	419,200	441,200	462,800	
	54	270,800	282,300	300,300	344,900	403,000	419,900	441,600	463,000	
	55	271,600	283,100	301,800	346,500	404,100	420,600	441,900	463,300	
	56	272,700	283,900	303,200	348,100	405,200	421,200	442,200	463,500	
	57	273,400	284,800	304,400	349,100	406,500	421,900	442,500	463,900	
	58	274,300	286,100	306,100	350,800	407,300	422,300	442,800	464,100	
	59	275,000	287,400	307,700	352,400	408,100	422,900	443,100	464,300	
	60	275,700	288,800	309,000	354,100	408,800	423,500	443,500	464,500	
	61	276,300	290,100	310,400	355,800	409,300	424,000	443,800	464,900	
	62	277,000	291,500	311,900	357,500	410,000	424,600	444,100	465,100	
	63	277,600	292,700	313,300	359,100	410,700	425,100	444,400	465,300	
	64	278,200	294,100	314,700	360,800	411,400	425,600	444,700	465,500	
	65	279,100	295,300	316,000	362,400	411,700	426,000	445,000	465,900	
	66	280,100	296,500	317,600	364,000	412,400	426,600	445,300		
	67	281,100	297,600	319,100	365,500	413,100	427,000	445,600		
	68	282,000	298,700	320,500	367,000	413,700	427,500	445,900		
	69	282,900	300,100	321,800	368,300	414,100	427,900	446,100		
	70	284,100	301,600	323,300	369,700	414,600	428,300	446,400		
	71	285,200	302,900	324,600	371,000	415,200	428,800	446,700		
	72	286,400	304,000	326,000	372,400	415,700	429,100	446,900		
	73	287,400	305,200	326,700	373,600	416,200	429,400	447,100		
	74	288,400	306,300	328,300	374,800	416,600	429,700	447,400		
	75	289,400	307,400	329,900	376,100	417,200	430,000	447,700		
	76	290,500	308,500	331,600	377,300	417,700	430,300	448,000		
	77	291,500	309,500	333,400	378,600	418,200	430,500	448,200		
	78	292,600	310,900	335,100	379,800	418,700	430,800	448,500		
	79	293,600	312,200	336,700	381,000	419,300	431,100	448,800		
	80	294,300	313,500	338,400	382,100	419,800	431,300	449,100		
	81	295,200	314,700	340,000	383,300	420,200	431,500	449,300		
	82	296,200	316,100	341,600	384,500	420,800	431,800	449,600		
	83	297,100	317,300	343,300	385,700	421,300	432,100	449,900		
	84	297,900	318,600	344,900	386,900	421,500	432,300	450,200		
	85	299,100	319,500	346,400	388,000	421,800	432,500	450,400		
	86	300,200	320,800	347,900	388,600	422,400	432,800			
	87	301,100	322,200	349,400	389,100	422,800	433,100			
	88	302,100	323,700	350,800	389,600	423,100	433,300			
	89	303,200	325,200	352,100	390,200	423,400	433,500			
	90	304,300	326,700	353,400	390,800	423,800	433,800			
	91	305,500	328,200	354,600	391,400	424,200	434,100			
	92	306,600	329,700	356,000	392,000	424,600	434,300			

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	93	307,100	330,900	357,300	392,400	424,900	434,500			
	94	308,200	332,300	358,800	392,900	425,300				
	95	309,400	333,600	360,300	393,500	425,700				
	96	310,700	335,000	361,700	394,000	426,100				
	97	311,800	336,200	363,100	394,400	426,400				
	98	313,000	337,500	364,300	394,800					
	99	314,200	338,700	365,400	395,400					
	100	315,400	339,900	366,600	395,900					
	101	316,500	341,300	367,800	396,300					
	102	317,600	342,300	368,900	396,800					
	103	318,600	343,300	370,000	397,400					
	104	319,700	344,400	371,100	397,900					
	105	320,500	345,500	372,300	398,200					
	106	321,100	346,600	372,900	398,700					
	107	321,700	347,700	373,500	399,200					
	108	322,300	348,700	374,100	399,500					
	109	322,800	349,900	374,700	399,700					
	110	323,300	350,900	375,200	400,200					
	111	323,700	351,900	375,800	400,700					
	112	324,200	352,900	376,300	401,200					
	113	325,000	353,800	376,700	401,500					
	114	325,700	354,700	377,100	402,000					
	115	326,400	355,700	377,700	402,500					
	116	327,100	356,700	378,200	403,000					
	117	327,700	357,800	378,600	403,300					
	118	328,500	358,200	379,100	403,800					
	119	329,300	358,800	379,700	404,300					
	120	330,100	359,400	380,200	404,800					
	121	330,700	359,800	380,400	405,200					
	122	331,100	360,200	380,900	405,700					
	123	331,600	360,700	381,500	406,200					
	124	332,100	361,100	381,900	406,700					
	125	332,400	361,500	382,300	407,100					
	126		361,900	382,800						
	127		362,400	383,300						
	128		362,800	383,800						
	129		363,200	384,100						
	130		363,600	384,600						
	131		364,000	385,100						
	132		364,400	385,600						
	133		364,600	385,800						
	134		365,100	386,300						
	135		365,600	386,700						
	136		365,900	387,200						
	137		366,100	387,500						
	138		366,500	388,000						
	139		367,000	388,500						
	140		367,500	389,000						

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	141		367,800	389,300						
	142		368,300							
	143		368,800							
	144		369,300							
	145		369,500							
定年前再任用 短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		247,200	259,100	263,300	295,200	312,100	326,500	350,600	386,600	418,900

備考 この表は、警察法第56条第2項に規定する警察の職員たる警察官で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教 育 職 給 料 表

イ 教育職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	194,200	237,200	295,900	341,800	418,000	723,000
	2	196,300	239,500	298,600	344,700	420,500	779,000
	3	198,400	241,800	301,100	347,800	422,600	837,000
	4	200,500	243,800	303,400	350,900	424,700	916,000
	5	202,400	246,000	305,800	353,800	426,700	988,000
	6	204,900	247,700	308,100	356,300	429,100	
	7	207,400	249,400	310,300	358,800	431,400	
	8	209,900	251,300	312,500	361,300	433,700	
	9	212,300	253,400	314,900	363,900	435,500	
	10	214,800	255,800	317,300	366,600	438,000	
	11	217,200	258,100	319,800	369,300	440,300	
	12	219,600	260,200	322,200	372,100	442,500	
	13	221,700	262,300	324,600	374,800	444,000	
	14	223,700	264,800	326,600	376,700	446,200	
	15	225,400	267,100	328,700	378,900	448,500	
	16	227,200	269,500	330,400	381,100	450,800	
	17	229,300	271,400	332,400	382,800	453,000	
	18	230,700	274,300	334,300	384,900	455,300	
	19	232,000	277,100	336,100	386,900	457,600	
	20	233,500	279,900	337,900	388,800	459,900	
	21	235,000	282,600	339,400	390,600	461,900	
	22	236,800	285,300	341,800	392,100	464,300	
	23	238,700	287,800	344,000	393,300	466,700	
	24	240,300	290,300	346,200	394,500	469,100	
	25	242,200	292,700	348,100	395,600	471,100	
	26	244,300	295,300	350,200	397,400	473,200	
	27	246,300	297,700	352,300	399,100	475,400	
	28	248,400	300,300	354,400	400,800	477,500	
	29	250,200	302,700	356,300	402,500	479,600	
	30	252,200	305,100	358,200	404,200	481,900	
	31	254,200	307,300	360,000	405,600	484,100	
	32	256,300	309,600	361,800	407,000	486,100	
	33	258,200	311,800	363,700	408,600	488,100	
	34	259,600	314,100	365,300	410,200	490,200	
	35	260,900	316,600	366,800	411,800	492,400	
	36	262,300	318,900	368,300	413,500	494,500	
	37	263,600	321,200	369,700	414,700	496,600	
	38	264,900	322,600	371,800	416,200	498,600	
	39	266,300	324,200	373,700	417,800	500,600	
	40	267,700	325,600	375,500	419,000	502,600	
	41	269,400	327,100	377,200	419,900	504,600	
	42	271,100	327,500	379,000	421,500	506,500	
	43	272,500	327,900	380,600	423,100	508,300	
	44	273,900	328,400	382,100	424,700	510,200	

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	275,200	329,000	383,800	426,000	512,100	
	46	276,700	329,500	385,500	427,500	513,900	
	47	278,300	330,300	387,100	429,000	515,700	
	48	279,700	331,200	388,600	430,500	517,500	
	49	280,800	331,800	390,100	431,900	519,200	
	50	281,300	332,500	391,800	433,100	521,000	
	51	281,700	333,300	393,300	434,400	522,800	
	52	282,400	334,000	395,000	435,600	524,700	
	53	282,800	334,900	396,100	436,400	526,400	
	54	283,200	335,600	397,600	437,300	528,100	
	55	283,500	336,000	399,100	438,200	529,800	
	56	283,900	336,700	400,700	439,100	531,400	
	57	284,400	337,100	402,000	439,900	533,000	
	58	285,200	337,800	403,400	440,800	534,300	
	59	286,000	338,500	404,800	441,800	535,600	
	60	286,900	339,100	406,100	442,600	536,900	
	61	287,600	339,800	407,300	443,300	538,100	
	62	288,500	340,800	408,800	444,200	539,100	
	63	289,300	341,700	410,200	445,300	540,100	
	64	290,100	342,500	411,600	446,200	541,100	
	65	290,800	343,200	412,600	447,000	541,800	
	66	291,500	344,200	413,700	447,900	542,700	
	67	292,300	345,000	414,800	448,900	543,600	
	68	293,000	346,000	415,900	449,900	544,500	
	69	293,300	346,600	416,800	450,900	545,400	
	70	294,000	347,500	417,600	451,900	546,200	
	71	294,800	348,500	418,500	452,800	546,900	
	72	295,500	349,400	419,200	453,800	547,500	
	73	296,200	349,700	419,900	454,800	548,200	
	74	297,100	350,700	420,800	455,700	548,700	
	75	298,000	351,700	421,600	456,600	549,500	
	76	298,900	352,700	422,300	457,600	550,100	
77	299,400	353,800	422,900	458,400	550,600		
78	300,300	354,700	423,500	458,900	551,200		
79	301,200	355,600	423,900	459,600	551,800		
80	302,100	356,600	424,300	460,200	552,400		
81	302,900	357,500	424,600	461,000	553,100		
82	303,800	358,400	425,000	461,700			
83	304,600	359,300	425,300	462,200			
84	305,400	360,200	425,700	462,800			
85	305,900	360,800	426,000	463,200			
86	306,800	361,400	426,400	463,600			
87	307,600	362,000	426,800	464,100			
88	308,400	362,600	427,200	464,400			
89	309,000	363,200	427,500	464,700			
90	309,600	363,600	428,000	465,100			
91	310,200	364,000	428,400	465,500			
92	310,900	364,400	428,700	465,800			

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	93	311,500	364,800	429,000	466,100		
	94	312,100	365,200	429,400	466,500		
	95	312,700	365,700	429,700	466,800		
	96	313,300	366,100	430,000	467,100		
	97	313,800	366,700	430,300	467,400		
	98	314,400	367,200	430,700	467,800		
	99	315,000	367,700	431,000	468,100		
	100	315,600	368,200	431,300	468,400		
	101	315,900	368,600	431,600	468,700		
	102	316,200	369,100	432,000			
	103	316,600	369,400	432,300			
	104	316,900	369,800	432,600			
	105	317,200	370,300	433,000			
	106	317,500	370,700	433,300			
	107	317,800	371,200	433,600			
	108	318,000	371,700	433,900			
	109	318,400	372,200	434,200			
	110	318,700	372,700	434,500			
	111	319,100	373,200	434,800			
	112	319,500	373,600	435,100			
	113	319,800	374,000	435,400			
	114	320,200	374,400	435,700			
	115	320,500	374,900	436,000			
	116	320,900	375,300	436,300			
	117	321,100	375,700	436,500			
	118	321,400	376,100				
	119	321,800	376,600				
	120	322,200	377,100				
	121	322,400	377,400				
	122	322,700	377,800				
	123	323,100	378,300				
	124	323,500	378,600				
	125	323,700	379,000				
	126	323,900	379,500				
	127	324,200	380,000				
	128	324,600	380,400				
	129	324,800	380,900				
	130	325,100	381,400				
	131	325,500	381,900				
	132	325,800	382,400				
	133	326,000	382,900				
	134	326,300	383,400				
	135	326,700	383,900				
	136	326,900	384,400				
	137	327,100	384,900				
	138	327,300	385,400				
	139	327,500	385,900				
	140	327,800	386,400				

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	141	328,200	386,900				
	142	328,500					
	143	328,800					
	144	329,100					
	145	329,500					
	146	329,800					
	147	330,100					
	148	330,400					
	149	330,800					
	150	331,100					
	151	331,400					
	152	331,600					
	153	331,900					
	154	332,200					
	155	332,500					
	156	332,800					
	157	333,100					
定年前再 任用 短時間 勤務 職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	
		円 241,200	円 289,300	円 300,500	円 322,900	円 408,800	

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職給料表（二）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	180,200	223,600	279,900	343,900	426,800
	2	181,700	225,300	282,300	346,000	428,600
	3	183,400	226,800	284,600	348,000	430,400
	4	184,900	228,400	286,800	350,100	432,100
	5	186,500	230,100	289,000	352,100	433,700
	6	188,500	231,400	291,200	353,800	435,300
	7	190,300	232,700	293,500	355,400	437,100
	8	192,200	234,000	295,600	356,900	438,900
	9	194,000	235,700	297,800	358,500	440,600
	10	196,100	237,500	300,100	360,600	442,400
	11	198,100	239,200	302,500	362,600	444,300
	12	200,200	240,800	304,600	364,600	446,200
	13	202,200	242,400	306,900	366,500	447,800
	14	204,400	244,400	308,700	368,400	449,700
	15	206,500	246,300	310,600	370,200	451,600
	16	208,600	248,300	312,300	371,900	453,500
	17	210,900	250,000	314,000	373,500	455,200
	18	213,000	252,500	316,200	375,400	457,000
	19	215,300	254,900	318,400	377,200	458,800
	20	217,200	257,400	320,700	379,000	460,600
	21	219,500	259,800	322,900	380,800	462,200
	22	221,100	262,300	325,100	382,700	464,000
	23	222,700	264,600	327,400	384,500	465,900
	24	224,200	266,900	329,700	386,200	467,600
	25	225,700	269,100	331,900	387,400	469,200
	26	226,900	271,400	334,200	389,300	470,900
	27	228,200	273,800	336,300	391,100	472,500
	28	229,500	276,000	338,400	393,000	474,100
	29	230,800	278,300	340,400	394,800	475,800
	30	232,400	280,700	341,800	396,700	477,300
	31	234,000	282,900	343,200	398,700	478,600
	32	235,400	285,000	344,800	400,600	480,000
	33	236,900	287,200	346,400	402,200	481,200
	34	238,600	289,400	348,400	403,900	481,900
	35	240,400	291,600	350,500	405,600	482,600
	36	242,000	293,500	352,400	407,300	483,300
	37	243,400	295,700	354,300	408,500	483,900
	38	244,900	297,400	356,300	409,900	484,600
	39	246,500	299,300	358,200	411,300	485,300
	40	248,000	301,000	360,200	412,800	486,000
	41	249,400	302,400	362,100	414,400	486,600
	42	250,800	304,400	364,000	415,800	487,300
	43	252,000	306,400	366,000	417,200	488,000
	44	253,100	308,400	367,900	418,700	488,700

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	45	254,200	310,500	369,800	420,100	489,300
	46	255,500	312,600	371,700	421,400	490,000
	47	256,700	314,900	373,600	423,000	490,700
	48	257,700	317,100	375,600	424,500	491,400
	49	258,900	319,300	377,200	426,100	492,000
	50	260,200	321,700	379,100	427,500	
	51	261,500	323,900	381,000	429,100	
	52	262,800	326,100	383,000	430,700	
	53	263,900	328,100	384,900	432,300	
	54	265,100	329,600	386,700	433,800	
	55	266,500	331,200	388,400	435,400	
	56	267,500	332,700	390,100	437,000	
	57	268,600	334,400	391,600	438,500	
	58	269,300	336,500	393,300	440,000	
	59	270,400	338,500	394,900	441,300	
	60	271,400	340,500	396,500	442,700	
	61	272,300	342,300	397,800	444,000	
	62	273,100	344,400	399,200	445,300	
	63	274,000	346,400	400,600	446,600	
	64	274,800	348,300	401,900	447,800	
	65	275,900	350,100	403,100	449,100	
	66	277,200	352,100	404,400	450,300	
	67	278,600	354,200	405,700	451,500	
	68	279,900	356,200	407,000	452,700	
	69	281,100	358,000	408,400	454,000	
	70	282,400	360,000	409,700	455,200	
	71	283,600	361,900	411,100	456,400	
	72	284,800	363,900	412,400	457,600	
	73	285,800	365,500	413,600	458,700	
	74	286,900	367,400	415,000	459,300	
	75	287,900	369,300	416,400	459,800	
	76	288,800	371,200	417,800	460,300	
	77	289,800	373,100	418,900	460,800	
	78	290,700	374,800	420,200	461,400	
	79	291,600	376,400	421,500	461,900	
	80	292,500	378,100	422,900	462,400	
	81	293,300	379,500	424,200	462,900	
	82	294,500	381,000	425,500	463,500	
	83	295,500	382,400	426,700	464,000	
	84	296,500	383,800	428,000	464,500	
	85	297,500	384,900	429,100	465,000	
	86	298,600	386,300	430,300	465,600	
	87	299,600	387,700	431,500	466,100	
	88	300,600	389,100	432,600	466,600	
	89	301,700	390,300	433,600	467,100	
	90	302,900	391,600	434,600		
	91	304,000	392,800	435,600		
	92	305,000	394,000	436,600		

定年再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	93	305,500	395,200	437,500		
	94	306,500	396,400	438,400		
	95	307,700	397,600	439,200		
	96	308,900	398,900	440,000		
	97	309,900	400,300	440,800		
	98	311,000	401,300	441,200		
	99	312,100	402,300	441,600		
	100	313,100	403,400	442,000		
	101	313,900	404,200	442,400		
	102	315,000	405,200	442,700		
	103	316,000	406,300	443,000		
	104	317,100	407,400	443,300		
	105	317,700	408,100	443,600		
	106	318,600	409,100	443,900		
	107	319,400	410,100	444,200		
	108	320,200	411,100	444,400		
	109	320,900	411,800	444,600		
	110	321,300	412,700			
	111	321,800	413,600			
	112	322,300	414,400			
	113	322,800	414,900			
	114	323,200	415,600			
	115	323,700	416,300			
	116	324,100	417,000			
	117	324,600	417,600			
	118	325,100	418,200			
	119	325,600	418,600			
	120	326,100	419,000			
	121	326,600	419,300			
	122	327,000	419,600			
	123	327,500	419,900			
	124	328,000	420,100			
	125	328,600	420,300			
	126	328,900	420,600			
	127	329,200	420,900			
	128	329,500	421,100			
	129	329,800	421,300			
	130	330,100	421,600			
	131	330,400	421,900			
	132	330,700	422,100			
	133	330,900	422,400			
	134	331,100	422,700			
	135	331,300	423,000			
	136	331,600	423,200			
	137	331,900	423,400			
	138	332,100	423,700			
	139	332,400	424,000			
	140	332,700	424,200			

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	141	332,900	424,400			
	142	333,100				
	143	333,400				
	144	333,600				
	145	333,900				
	146	334,100				
	147	334,400				
	148	334,700				
	149	334,900				
	150	335,100				
	151	335,400				
	152	335,700				
	153	335,900				
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 239,500	円 280,600	円 309,900	円 338,600	円 424,700

備考 (一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職給料表（三）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	180,200	196,700	279,900	308,800	416,500
	2	181,700	198,800	282,300	311,400	418,000
	3	183,400	201,000	284,600	314,300	419,500
	4	184,900	203,200	286,700	316,700	420,900
	5	186,500	205,400	288,900	319,100	422,200
	6	188,500	207,500	291,200	321,200	423,700
	7	190,300	209,700	293,500	323,400	425,200
	8	192,200	211,800	295,600	325,500	426,600
	9	194,000	214,000	297,800	327,600	428,000
	10	196,100	216,500	300,100	329,900	429,400
	11	198,100	218,800	302,500	332,300	430,800
	12	200,200	221,100	304,600	334,600	432,200
	13	202,200	223,600	306,900	336,900	433,500
	14	204,400	225,300	308,700	338,800	434,900
	15	206,500	226,800	310,600	340,600	436,300
	16	208,600	228,400	312,300	342,300	437,700
	17	210,900	230,100	314,000	344,000	438,900
	18	213,000	231,400	316,200	346,100	440,200
	19	215,300	232,700	318,400	348,100	441,400
	20	217,200	234,000	320,700	350,200	442,700
	21	219,500	235,700	322,900	352,100	443,800
	22	221,100	237,500	325,100	353,800	445,100
	23	222,700	239,200	327,400	355,400	446,400
	24	224,200	240,800	329,700	356,900	447,700
	25	225,700	242,400	331,900	358,500	449,000
	26	226,900	244,400	334,200	360,400	450,200
	27	228,000	246,300	336,300	362,100	451,400
	28	229,200	248,300	338,400	363,800	452,500
	29	230,700	250,000	340,400	365,400	453,800
	30	232,300	252,500	341,800	367,100	454,600
	31	233,800	254,900	343,200	368,700	455,400
	32	235,300	257,300	344,800	370,200	456,300
	33	236,700	259,800	346,400	371,600	457,200
	34	238,300	262,300	348,400	373,100	457,700
	35	240,000	264,600	350,500	374,700	458,200
	36	241,500	266,900	352,400	376,400	458,700
	37	242,800	269,100	354,200	378,100	459,200
	38	244,200	271,400	356,000	379,700	459,700
	39	245,700	273,800	357,700	381,000	460,200
	40	247,100	276,000	359,400	382,400	460,700
	41	248,400	278,300	360,900	383,500	461,200
	42	249,700	280,700	362,600	385,000	461,700
	43	251,000	282,900	364,200	386,400	462,200
	44	252,300	285,000	365,900	387,900	462,700

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	45	253,600	287,200	367,600	389,400	463,200
	46	255,000	289,400	369,300	391,000	463,700
	47	256,200	291,600	370,700	392,500	464,200
	48	257,300	293,500	372,100	394,100	464,700
	49	258,400	295,700	373,300	395,400	465,200
	50	259,800	297,400	374,900	396,900	
	51	261,100	299,300	376,500	398,300	
	52	262,200	301,000	378,100	399,700	
	53	263,300	302,400	379,600	400,900	
	54	264,700	304,400	381,100	402,200	
	55	265,700	306,400	382,600	403,300	
	56	266,800	308,400	384,000	404,400	
	57	267,800	310,500	385,400	405,600	
	58	268,800	312,600	386,800	406,800	
	59	269,800	314,900	388,100	408,100	
	60	270,800	317,100	389,500	409,300	
	61	271,800	319,300	390,400	410,500	
	62	272,500	321,700	391,600	411,500	
	63	273,200	323,900	392,700	412,800	
	64	273,800	326,100	393,900	414,100	
	65	274,600	328,100	394,800	415,300	
	66	275,900	329,600	395,900	416,400	
	67	277,000	331,200	396,900	417,500	
	68	278,100	332,700	397,900	418,700	
	69	279,500	334,400	399,000	419,700	
	70	280,900	336,500	400,000	420,900	
	71	282,100	338,500	401,100	422,100	
	72	283,300	340,500	402,200	423,300	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	284,000	342,300	403,200	424,000	
	74	285,000	344,400	404,300	424,800	
	75	286,000	346,300	405,400	425,500	
	76	287,000	348,200	406,400	426,000	
	77	287,900	350,000	407,300	426,300	
	78	289,000	351,800	408,300	426,700	
	79	290,100	353,500	409,300	427,100	
	80	290,900	355,300	410,300	427,600	
	81	291,700	357,100	411,100	427,900	
	82	292,600	358,800	411,900	428,300	
	83	293,400	360,300	412,700	428,700	
	84	294,200	361,900	413,500	429,000	
	85	295,100	363,100	414,200	429,300	
	86	296,000	364,800	415,000	429,700	
	87	296,700	366,300	415,700	430,100	
	88	297,500	367,900	416,400	430,400	
	89	298,400	369,300	417,000	430,700	
	90	299,300	370,600	417,700	431,000	
	91	300,200	371,900	418,100	431,300	
	92	300,900	373,300	418,800	431,500	

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	93	301,200	374,700	419,200	431,700	
	94	302,000	376,000	419,700	432,000	
	95	302,700	377,200	420,200	432,300	
	96	303,400	378,400	420,500	432,500	
	97	304,100	379,400	420,700	432,700	
	98	304,900	380,400	421,000	433,000	
	99	305,700	381,400	421,300	433,300	
	100	306,500	382,300	421,500	433,500	
	101	307,200	383,300	421,700	433,700	
	102	307,600	384,300	422,000	434,000	
	103	308,000	385,200	422,400	434,300	
	104	308,400	386,100	422,600	434,500	
	105	308,600	386,900	422,800	434,700	
	106	308,900	387,800	423,100		
	107	309,200	388,700	423,400		
	108	309,500	389,600	423,600		
	109	309,700	390,500	423,800		
	110	309,900	391,500			
	111	310,200	392,400			
	112	310,500	393,300			
	113	310,700	393,900			
	114	310,900	394,800			
	115	311,100	395,700			
	116	311,400	396,600			
	117	311,700	397,400			
	118	311,900	398,200			
	119	312,200	399,000			
	120	312,500	399,800			
	121	312,700	400,300			
	122	312,900	401,100			
	123	313,100	401,800			
	124	313,400	402,500			
	125	313,700	403,200			
	126		403,900			
	127		404,400			
	128		405,000			
	129		405,700			
	130		406,300			
	131		407,000			
	132		407,500			
	133		407,800			
	134		408,100			
	135		408,400			
	136		408,700			
	137		409,000			
	138		409,300			
	139		409,600			
	140		409,900			

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	141		410,200			
	142		410,500			
	143		410,800			
	144		411,100			
	145		411,300			
	146		411,600			
	147		412,000			
	148		412,200			
	149		412,400			
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 230,600	円 277,400	円 304,900	円 331,800	円 414,500

- 備考 (一) この表は、中学校、小学校、義務教育学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

二 教育職給料表（四）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	205,100	238,700	295,900	362,500	488,300
	2	207,700	240,900	298,600	365,500	490,400
	3	210,400	242,800	301,100	368,300	492,400
	4	213,100	244,700	303,400	371,400	494,500
	5	215,900	246,700	305,800	374,300	496,400
	6	218,800	248,400	308,100	376,300	498,400
	7	221,600	250,100	310,500	378,500	500,400
	8	224,500	251,700	312,700	381,000	502,400
	9	227,400	253,700	314,900	382,700	504,300
	10	229,900	256,100	317,400	384,800	506,300
	11	232,600	258,400	319,900	386,800	508,200
	12	234,900	260,500	322,300	388,700	510,200
	13	237,200	262,500	324,600	390,600	511,900
	14	238,800	264,900	326,600	392,500	513,700
	15	240,600	267,100	328,700	394,100	515,500
	16	242,100	269,400	330,400	395,700	517,300
	17	243,800	271,500	332,600	397,300	519,100
	18	245,200	274,400	334,900	399,600	520,900
	19	246,400	277,200	337,100	401,800	522,700
	20	247,600	280,000	339,400	404,000	524,500
	21	249,400	282,600	341,300	406,100	526,200
	22	251,200	285,300	343,800	408,600	527,800
	23	253,000	287,800	346,300	411,000	529,500
	24	254,800	290,300	349,100	413,400	531,100
	25	256,400	292,700	351,600	415,800	532,600
	26	258,200	295,300	354,000	418,100	534,000
	27	260,200	297,700	356,600	420,500	535,400
	28	262,000	300,300	359,300	422,800	536,800
	29	263,700	302,700	361,600	424,800	537,900
	30	265,300	304,900	364,000	427,200	538,900
	31	266,900	306,900	366,200	429,600	539,900
	32	268,600	309,000	368,500	431,800	540,900
	33	270,200	310,800	370,800	433,400	541,600
	34	271,800	313,000	372,500	435,800	542,500
	35	273,400	315,100	373,900	438,100	543,400
	36	274,700	317,100	375,300	440,400	544,300
	37	275,700	318,900	377,000	442,300	545,100
	38	277,200	320,500	379,200	444,600	546,000
	39	278,600	322,100	381,200	446,900	546,700
	40	280,000	323,500	383,300	449,100	547,200
	41	281,400	324,800	385,300	451,400	547,900
	42	282,500	326,700	387,300	453,800	548,600
	43	283,400	328,400	389,100	456,100	549,300
	44	284,200	330,400	390,900	458,400	549,800

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	285,200	332,200	392,400	460,500	550,300
	46	286,000	334,300	394,100	462,500	551,000
	47	286,600	336,400	396,000	464,700	551,600
	48	287,300	338,400	397,900	466,800	552,200
	49	288,000	340,400	399,000	469,000	552,800
	50	288,500	342,500	400,700	471,200	
	51	289,000	344,500	402,400	473,300	
	52	289,500	346,700	404,000	475,500	
	53	290,000	348,700	405,000	477,400	
	54	290,500	349,900	406,600	479,100	
	55	291,000	351,100	408,200	480,800	
	56	291,600	352,400	409,900	482,400	
	57	292,200	353,800	411,300	483,900	
	58	293,100	355,700	412,900	485,000	
	59	294,000	357,400	414,500	486,100	
	60	295,000	359,100	416,000	487,200	
	61	295,900	360,700	417,200	488,200	
	62	297,100	362,500	418,800	489,300	
	63	298,200	364,100	420,400	490,400	
	64	299,200	365,800	421,900	491,500	
	65	300,200	367,400	423,300	492,500	
	66	301,100	369,100	424,300	493,600	
	67	302,000	370,900	425,200	494,600	
	68	303,000	372,400	426,200	495,700	
	69	303,700	373,900	427,100	496,600	
	70	304,400	375,700	428,100	497,700	
	71	305,200	377,300	429,100	498,700	
	72	305,900	379,000	430,000	499,700	
	73	306,600	380,300	430,700	500,700	
	74	307,600	381,900	431,500	501,800	
	75	308,500	383,500	432,400	502,800	
	76	309,300	385,200	433,300	503,800	
	77	309,900	386,700	434,300	504,700	
	78	310,700	388,400	435,300	505,600	
	79	311,500	389,900	436,200	506,500	
	80	312,400	391,500	437,200	507,400	
	81	313,100	392,900	437,900	508,200	
	82	313,900	394,400	438,800	509,000	
	83	314,700	395,900	439,700	509,800	
	84	315,500	397,400	440,500	510,600	
	85	316,000	398,500	441,400	511,000	
	86	316,700	399,800	442,200	511,700	
	87	317,500	401,200	443,000	512,500	
	88	318,400	402,500	443,900	513,300	
	89	319,300	403,800	444,500	514,000	
	90	320,100	405,000	445,000	514,800	
	91	320,800	406,000	445,600	515,500	
	92	321,600	407,100	446,000	515,900	

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	93	322,200	407,900	446,500	516,500	
	94	322,900	409,000	447,000	517,100	
	95	323,500	410,100	447,500	517,600	
	96	324,100	411,000	448,000	518,100	
	97	324,500	412,000	448,200	518,500	
	98	324,900	412,900	448,700		
	99	325,300	413,800	449,000		
	100	325,600	414,800	449,300		
	101	326,000	415,400	449,600		
	102	326,300	416,400	449,900		
	103	326,600	417,400	450,200		
	104	326,900	418,400	450,500		
	105	327,400	419,000	450,700		
	106	327,800	419,800	451,000		
	107	328,300	420,600	451,300		
	108	328,700	421,200	451,500		
	109	329,100	421,700	451,700		
	110	329,600	422,100	452,000		
	111	330,000	422,500	452,300		
	112	330,500	422,800	452,500		
	113	330,800	423,000	452,700		
	114	331,300	423,300			
	115	331,700	423,600			
	116	332,100	423,900			
	117	332,400	424,100			
	118	332,800	424,400			
	119	333,300	424,700			
	120	333,800	424,900			
	121	334,000	425,100			
	122	334,400	425,400			
	123	334,900	425,700			
	124	335,300	425,900			
	125	335,500	426,100			
	126	335,800				
	127	336,300				
	128	336,800				
	129	337,000				
	130	337,400				
	131	337,900				
	132	338,300				
	133	338,500				
	134	338,900				
	135	339,400				
	136	339,700				
	137	340,000				
	138	340,400				
	139	340,800				
	140	341,200				

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	141	341,700				
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 253,500	円 300,000	円 317,800	円 384,100	円 479,500

備考 この表は、専修学校のうち人事委員会の指定するものに勤務する校長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	165,100	213,700	297,100	345,400	399,100
	2	166,300	216,800	299,400	347,500	401,900
	3	167,500	219,600	301,800	349,400	404,600
	4	168,600	222,100	304,100	351,200	407,300
	5	169,700	224,700	306,300	352,900	409,400
	6	171,000	226,400	308,200	354,400	412,200
	7	172,400	228,200	310,100	355,800	415,000
	8	173,700	230,100	311,800	357,000	417,700
	9	174,700	232,100	313,600	358,600	420,200
	10	176,500	234,300	315,900	360,600	423,000
	11	178,100	236,800	318,200	362,600	425,800
	12	179,800	238,800	320,600	364,400	428,400
	13	181,200	240,800	322,600	366,200	431,000
	14	183,200	243,300	325,000	368,000	433,800
	15	185,100	245,800	327,400	369,600	436,600
	16	187,200	248,200	329,700	371,200	439,400
	17	188,900	250,400	331,900	372,700	441,900
	18	191,000	252,900	334,200	374,600	444,400
	19	193,300	255,500	336,100	376,400	447,000
	20	195,300	258,100	338,100	378,300	449,400
	21	197,400	260,500	340,100	379,900	451,900
	22	199,400	262,800	341,500	381,800	454,500
	23	201,500	265,200	342,700	383,600	457,100
	24	203,300	267,500	344,100	385,300	459,500
	25	205,100	269,800	345,800	386,700	461,800
	26	207,400	272,200	347,500	388,500	464,200
	27	209,500	274,400	349,400	390,400	466,800
	28	211,700	276,600	351,000	392,300	469,200
	29	213,800	278,900	352,600	394,000	471,600
	30	214,900	281,100	354,200	395,900	474,200
	31	216,300	283,000	355,700	397,900	476,800
	32	217,600	284,900	357,000	399,700	479,300
	33	219,300	286,600	358,200	401,300	481,600
	34	221,100	288,600	359,700	403,100	484,100
	35	222,900	290,700	361,000	404,700	486,600
	36	224,600	292,500	362,300	406,400	489,100
	37	226,100	294,200	363,600	407,700	491,500
	38	228,000	295,400	364,800	409,100	494,000
	39	230,000	296,500	366,000	410,500	496,400
	40	231,700	297,600	367,200	411,900	498,900
	41	233,400	298,700	367,900	413,200	501,200
	42	235,100	299,400	369,100	414,600	503,500
	43	236,800	299,900	370,300	416,100	505,700
	44	238,300	300,500	371,500	417,600	508,000

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	239,900	301,100	372,600	418,800	509,700
	46	241,500	302,000	373,800	420,200	511,300
	47	243,000	303,000	375,000	421,800	512,900
	48	244,500	304,000	376,200	423,300	514,400
	49	245,900	305,000	377,200	424,500	516,100
	50	247,600	306,000	378,500	426,000	517,600
	51	249,300	307,000	379,800	427,400	519,000
	52	250,700	307,900	381,000	428,900	520,500
	53	251,900	308,800	381,700	430,300	521,700
	54	253,600	309,700	382,700	431,700	522,900
	55	255,200	310,500	383,700	433,100	524,100
	56	256,600	311,400	384,500	434,500	525,300
	57	257,900	311,800	385,300	435,600	526,300
	58	259,100	312,500	386,000	436,900	527,300
	59	260,000	313,400	386,700	438,300	528,300
	60	260,900	314,100	387,400	439,600	529,300
	61	261,800	314,900	388,000	440,400	530,400
	62	262,700	315,900	388,700	441,300	531,300
	63	263,500	316,800	389,500	442,300	532,000
	64	264,300	317,700	390,300	443,200	532,700
	65	265,100	318,600	391,000	444,100	533,500
	66	266,000	319,500	391,800	445,000	534,300
	67	266,700	320,400	392,500	445,800	535,100
	68	267,300	321,300	393,200	446,600	535,900
	69	268,100	322,200	393,800	447,000	536,700
	70	269,100	323,300	394,500	447,600	537,500
	71	270,300	324,300	395,200	448,100	538,300
	72	271,400	325,300	395,900	448,600	539,100
	73	272,600	325,800	396,600	449,100	539,900
	74	273,800	326,900	397,200	449,700	
	75	274,800	328,000	397,900	450,200	
	76	275,900	329,000	398,600	450,700	
	77	276,800	330,100	399,300	451,200	
	78	277,800	331,100	399,900	451,800	
	79	278,800	332,000	400,500	452,300	
	80	279,800	333,000	401,100	452,800	
	81	280,800	333,900	401,700	453,300	
	82	281,900	334,700	402,400	453,900	
	83	283,000	335,400	403,000	454,400	
	84	284,000	336,000	403,500	454,900	
	85	284,900	336,600	404,000	455,400	
	86	285,800	337,100	404,500		
87	286,700	337,600	405,000			
88	287,500	338,000	405,700			
89	288,300	338,300	406,100			
90	289,400	338,800	406,600			
91	290,400	339,300	407,100			
92	291,400	339,700	407,800			

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	93	292,400	340,000	408,200		
	94	293,300	340,400	408,700		
	95	294,300	340,800	409,200		
	96	295,200	341,200	409,900		
	97	295,500	341,800	410,300		
	98	296,400	342,300	410,800		
	99	297,200	342,800	411,300		
	100	298,100	343,300	412,000		
	101	299,000	343,800	412,400		
	102	299,600	344,300			
	103	300,300	344,800			
	104	301,000	345,300			
	105	301,600	345,700			
	106	302,100	346,100			
	107	302,600	346,600			
	108	303,000	347,100			
	109	303,200	347,600			
	110	303,600	348,000			
	111	303,900	348,500			
	112	304,100	348,900			
	113	304,400	349,400			
	114	304,700	349,800			
	115	305,000	350,300			
	116	305,300	350,700			
	117	305,600	351,200			
	118	305,900	351,600			
	119	306,200	352,100			
	120	306,500	352,500			
	121	306,800	352,900			
定年前再任用 短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 222,700	円 264,700	円 290,000	円 333,300	円 393,200

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100
	37	369,700	431,500	485,400	543,700
	38	371,900	433,500	487,100	545,300
	39	374,000	435,300	488,900	546,700
	40	376,000	437,200	490,700	548,300
	41	378,000	439,000	492,300	549,800
	42	378,700	440,700	494,100	551,200
	43	379,300	442,400	495,900	552,600
	44	380,000	444,200	497,500	553,900

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	380,900	446,000	498,900	555,100
	46	382,200	447,800	500,600	556,100
	47	383,500	449,500	502,400	557,100
	48	384,800	451,200	504,100	558,100
	49	385,600	452,800	505,600	559,100
	50	386,400	454,500	506,900	560,000
	51	387,200	456,200	508,200	560,900
	52	387,700	457,900	509,500	561,800
	53	388,500	459,800	510,500	562,600
	54	389,300	461,000	511,800	563,500
	55	390,000	462,200	513,100	564,400
	56	390,700	463,400	514,400	565,300
	57	391,400	464,400	515,400	566,200
	58	392,300	465,400	516,200	567,100
	59	393,000	466,300	517,000	568,000
	60	393,600	467,100	517,800	568,700
	61	394,100	467,900	518,700	569,600
	62	394,600	468,600	519,500	570,500
	63	395,000	469,300	520,400	571,400
	64	395,400	469,900	521,200	572,300
	65	395,700	470,600	522,100	573,200
	66		471,300	523,000	
	67		471,900	523,700	
	68		472,500	524,600	
	69		472,800	525,500	
	70		473,400	526,300	
	71		474,100	527,200	
	72		474,800	528,100	
	73		475,200	528,900	
	74		475,800	529,800	
	75		476,500	530,700	
	76		477,200	531,400	
	77		477,600	532,200	
	78		478,200	533,100	
	79		478,800	534,000	
	80		479,300	534,900	
	81		479,900	535,700	
	82		480,400	536,600	
	83		480,900	537,500	
	84		481,400	538,400	
	85		481,800	539,200	
	86		482,400	540,100	
	87		482,800	541,000	
	88		483,300	541,900	
	89		483,800	542,700	
	90		484,400		
	91		485,000		
	92		485,400		

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	93		485,900		
	94		486,500		
	95		487,100		
	96		487,600		
	97		488,100		
定年前再任用 短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 297,300	円 339,700	円 394,300	円 467,400

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	170,000	206,400	240,400	263,500	292,900	336,700	380,700
	2	171,500	208,000	241,700	264,700	294,800	338,800	383,300
	3	172,900	209,500	243,000	265,900	296,800	340,700	386,000
	4	174,300	211,000	244,200	267,000	298,700	342,600	388,600
	5	175,600	212,500	245,400	268,200	300,500	344,500	391,000
	6	177,500	213,700	246,700	269,500	302,600	346,500	393,700
	7	179,200	215,000	247,800	270,600	304,400	348,600	396,400
	8	180,800	216,200	248,900	271,600	306,300	350,600	399,100
	9	182,500	217,600	249,900	272,700	308,100	352,400	401,300
	10	184,200	219,100	251,000	273,500	309,700	354,600	403,500
	11	185,800	220,700	252,300	274,200	311,300	356,600	405,700
	12	187,800	222,200	253,500	275,000	312,900	358,700	408,000
	13	189,200	223,600	254,800	276,000	314,600	360,200	410,000
	14	191,000	225,200	256,000	277,100	316,600	362,200	412,000
	15	193,100	226,700	257,200	278,100	318,600	364,200	414,100
	16	194,900	228,200	258,500	279,200	320,500	366,200	416,200
	17	196,800	229,600	259,300	280,500	322,300	368,000	418,000
	18	198,100	230,900	260,500	282,000	324,300	370,100	419,900
	19	199,600	232,300	261,600	283,700	326,200	372,100	421,900
	20	201,100	233,600	262,800	285,300	328,000	374,100	423,800
	21	202,300	234,800	264,000	286,800	329,900	375,800	425,600
	22	203,800	235,900	264,800	288,500	331,800	377,900	427,200
	23	205,300	237,000	265,600	290,100	333,700	379,900	428,800
	24	206,600	238,100	266,500	291,800	335,600	381,900	430,400
	25	208,200	239,300	267,400	293,400	337,300	383,400	431,900
	26	209,200	240,500	268,400	294,900	339,300	385,200	433,200
	27	210,400	241,700	269,400	296,400	341,200	387,000	434,500
	28	211,500	242,900	270,500	298,100	343,000	388,800	435,800
	29	212,700	243,900	271,800	299,400	344,400	390,500	437,100
	30	213,900	245,200	273,300	300,900	346,200	392,000	438,300
	31	215,000	246,600	274,800	302,500	348,000	393,600	439,500
	32	216,100	247,900	276,200	304,000	349,800	395,100	440,600
	33	217,500	248,900	277,400	305,500	351,500	396,400	441,800
	34	218,900	250,200	279,000	307,200	353,400	397,700	443,000
	35	220,200	251,100	280,600	308,800	355,200	399,000	444,300
	36	221,400	252,400	282,100	310,400	357,100	400,200	445,500
	37	222,400	253,600	283,400	311,800	358,700	401,300	446,700
	38	223,500	254,700	284,800	313,400	360,400	402,400	447,500
	39	224,500	255,800	286,100	314,900	362,100	403,500	448,100
	40	225,500	256,800	287,400	316,500	363,700	404,700	448,900
	41	226,400	257,700	288,500	318,100	364,900	405,500	449,400
	42	227,300	258,500	290,000	319,700	366,100	406,300	449,800
	43	228,100	259,400	291,400	321,400	367,300	407,100	450,200
	44	229,000	260,200	292,700	322,900	368,500	407,900	450,600

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	229,900	261,000	294,100	323,800	369,500	408,300	451,000
	46	230,900	262,300	295,700	325,300	370,300	409,000	451,400
	47	231,800	263,500	297,200	326,800	371,300	409,500	451,800
	48	232,700	264,700	298,700	328,400	372,400	409,900	452,100
	49	233,400	266,000	299,900	329,800	373,500	410,300	452,400
	50	234,300	267,300	301,400	331,100	374,500	410,600	452,800
	51	235,300	268,400	302,800	332,400	375,500	410,900	453,100
	52	236,100	269,400	304,300	333,600	376,400	411,200	453,400
	53	236,400	270,400	305,600	334,600	377,200	411,500	453,800
	54	237,200	271,500	307,000	335,600	378,100	411,800	
	55	237,800	272,600	308,500	336,600	379,000	412,200	
	56	238,500	273,700	309,800	337,600	379,800	412,500	
	57	239,200	274,500	310,800	338,100	380,400	412,800	
	58	239,800	275,600	312,100	339,000	381,200	413,100	
	59	240,300	276,700	313,300	339,800	382,000	413,400	
	60	240,800	277,600	314,700	340,700	382,800	413,800	
	61	241,400	278,500	316,000	341,400	383,200	414,000	
	62	242,000	279,500	317,300	341,700	383,900	414,300	
	63	242,500	280,400	318,500	342,300	384,600	414,600	
	64	243,100	281,300	319,800	342,900	385,200	414,900	
	65	243,600	282,200	321,100	343,500	385,700	415,100	
	66	244,100	283,200	321,900	344,200	386,300	415,400	
	67	244,700	284,100	322,600	344,900	387,000	415,700	
	68	245,300	285,000	323,300	345,500	387,600	416,000	
	69	245,800	285,900	323,900	346,200	388,000	416,200	
	70	246,300	287,000	324,600	346,800	388,500	416,500	
	71	246,700	288,100	325,300	347,400	389,000	416,800	
	72	247,200	289,100	325,900	348,000	389,500	417,100	
	73	247,700	289,700	326,600	348,300	390,100	417,300	
	74	248,200	290,200	326,800	348,900	390,600		
	75	248,800	290,800	327,300	349,400	391,200		
	76	249,300	291,600	327,800	349,900	391,800		
77	249,600	292,400	328,400	350,400	392,300			
78	249,900	293,000	328,900	350,900	392,800			
79	250,200	293,600	329,400	351,400	393,400			
80	250,400	294,100	329,800	351,900	393,900			
81	250,600	294,600	330,400	352,200	394,200			
82	250,900	295,100	330,900	352,500	394,700			
83	251,200	295,600	331,400	352,900	395,100			
84	251,500	295,900	331,900	353,200	395,500			
85	251,700	296,100	332,400	353,700	395,900			
86		296,300	332,800	354,000	396,400			
87		296,500	333,000	354,300	396,800			
88		296,700	333,300	354,600	397,200			
89		297,100	333,700	355,000	397,600			
90		297,300	334,100	355,300				
91		297,500	334,500	355,700				
92		297,700	334,900	356,000				

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	93		298,100	335,300	356,400			
	94		298,300	335,500	356,700			
	95		298,500	335,900	357,100			
	96		298,800	336,200	357,400			
	97		299,100	336,400	357,700			
	98		299,300	336,700	358,100			
	99		299,600	337,000	358,500			
	100		299,900	337,300	358,900			
	101		300,200	337,500	359,400			
	102		300,400	337,800	359,800			
	103		300,600	338,200	360,200			
	104		300,900	338,400	360,600			
	105		301,200	338,600	361,100			
	106			338,800				
	107			339,200				
	108			339,400				
	109			339,600				
	110			340,000				
	111			340,400				
	112			340,800				
	113			341,000				
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 193,400	円 220,500	円 249,200	円 262,900	円 288,600	円 330,200	円 373,300

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	186,600	214,600	258,300	277,400	299,400	339,200	383,400
	2	188,000	216,600	259,700	278,300	301,000	341,200	386,100
	3	189,500	218,600	261,200	279,100	302,600	343,300	388,800
	4	191,000	220,500	262,600	280,000	304,200	345,300	391,500
	5	192,500	222,600	263,800	280,500	305,500	347,300	393,700
	6	194,000	224,400	264,600	281,400	307,300	349,500	395,900
	7	195,600	226,300	265,400	282,100	308,900	351,500	398,300
	8	197,100	228,000	266,100	283,000	310,500	353,600	400,600
	9	198,300	229,800	266,900	284,000	312,100	355,100	402,600
	10	200,000	231,200	267,600	284,600	313,500	357,100	404,700
	11	201,700	232,500	268,400	285,500	314,800	359,100	406,900
	12	203,200	233,400	269,100	286,400	316,100	361,100	409,200
	13	204,600	234,900	269,900	287,400	317,300	363,100	411,100
	14	206,700	235,900	270,900	288,300	319,000	365,100	413,200
	15	208,800	236,900	271,700	289,200	320,600	367,100	415,300
	16	210,900	237,900	272,600	290,100	322,200	369,200	417,300
	17	212,900	239,000	273,100	291,200	323,700	371,100	419,400
	18	214,900	240,400	274,000	292,200	325,300	373,200	421,600
	19	217,100	241,800	274,800	293,300	326,800	375,300	423,800
	20	219,100	243,000	275,600	294,400	328,200	377,300	426,000
	21	221,100	244,100	276,300	295,700	329,700	379,100	427,900
	22	222,800	245,700	277,000	297,100	331,100	381,200	429,800
	23	224,500	247,500	277,800	298,400	332,600	383,300	431,700
	24	226,300	248,900	278,600	299,600	334,100	385,400	433,600
	25	227,600	250,100	279,400	300,700	335,500	387,300	435,300
	26	229,000	251,500	280,100	302,100	337,000	389,000	436,900
	27	230,100	252,900	281,000	303,500	338,400	390,800	438,600
	28	231,100	254,200	281,800	305,000	339,800	392,600	440,200
	29	232,200	255,600	282,900	306,000	340,900	394,400	441,500
	30	233,000	256,700	284,000	307,300	342,400	396,200	442,900
	31	233,900	257,500	285,400	308,700	343,900	398,100	444,500
	32	234,600	258,200	286,700	309,900	345,400	399,900	446,000
	33	235,700	259,000	287,900	311,100	346,900	401,600	447,600
	34	236,900	260,000	289,200	312,600	348,500	403,300	449,200
	35	238,100	260,900	290,400	314,000	350,000	405,100	450,600
	36	239,100	261,600	291,600	315,400	351,600	406,900	452,200
	37	240,100	262,300	292,900	316,700	353,200	408,500	453,500
	38	241,500	263,200	294,000	318,100	354,800	410,300	454,900
	39	242,800	264,200	295,100	319,500	356,400	412,100	456,200
	40	244,000	265,100	296,200	320,900	357,900	413,900	457,600
	41	244,800	265,500	297,200	322,400	359,100	415,400	458,600
	42	245,900	266,300	298,400	323,900	360,600	417,000	459,400
	43	246,900	267,100	299,700	325,300	362,100	418,500	460,200
	44	247,900	267,900	300,900	326,600	363,600	419,800	460,800

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	45	248,900	268,600	302,000	327,500	365,000	420,900	461,700
	46	249,900	269,300	303,400	328,900	366,100	422,000	462,400
	47	250,900	270,000	304,700	330,300	367,500	423,200	463,200
	48	251,700	270,700	305,900	331,800	368,800	424,400	464,100
	49	252,500	271,500	307,000	333,000	370,100	425,700	464,800
	50	253,400	272,300	308,300	334,300	371,500	426,800	465,500
	51	254,400	273,000	309,500	335,600	372,900	428,100	466,200
	52	255,200	273,900	310,800	337,000	374,200	429,200	467,000
	53	255,800	274,900	312,200	338,300	375,700	430,400	467,800
	54	256,700	276,000	313,600	339,600	376,900	431,400	468,600
	55	257,600	277,200	314,900	340,900	378,100	432,500	469,400
	56	258,500	278,400	316,100	342,300	379,300	433,700	470,100
	57	259,200	279,600	316,900	343,200	380,400	434,800	470,900
	58	260,100	281,000	318,200	344,500	381,400	435,300	
	59	260,700	282,400	319,400	345,700	382,400	435,900	
	60	261,500	283,700	320,800	347,000	383,300	436,300	
	61	262,200	284,900	322,000	348,100	383,900	436,900	
	62	263,000	286,100	323,300	349,000	384,700	437,400	
	63	263,700	287,200	324,500	350,200	385,500	437,800	
	64	264,400	288,400	325,800	351,400	386,300	438,400	
	65	265,000	289,400	327,000	352,500	387,100	438,900	
	66	265,800	290,600	328,300	353,700	387,800	439,300	
	67	266,400	291,800	329,500	354,900	388,600	439,600	
	68	267,000	292,800	330,700	355,900	389,300	439,900	
	69	267,600	293,900	331,500	356,900	390,000	440,300	
	70	268,300	295,300	332,600	358,000	390,600	440,700	
	71	269,100	296,600	333,700	359,100	391,300	441,000	
	72	270,000	297,900	334,600	360,200	391,900	441,300	
	73	271,200	298,900	335,700	361,100	392,600	441,700	
	74	272,300	300,200	336,400	362,200	393,100	442,100	
	75	273,300	301,400	337,600	363,300	393,700	442,400	
	76	274,300	302,700	338,700	364,300	394,200	442,700	
	77	275,100	304,000	339,800	365,000	394,600	443,100	
	78	276,100	305,200	341,000	365,800	395,200	443,500	
	79	277,000	306,500	342,200	366,600	395,700	443,800	
	80	277,900	307,700	343,300	367,400	396,000	444,100	
	81	278,700	308,200	344,400	368,000	396,400	444,500	
	82	279,700	309,400	345,500	368,500	396,900		
	83	280,600	310,500	346,600	369,100	397,300		
	84	281,200	311,700	347,700	369,600	397,600		
	85	281,900	312,800	348,600	370,200	397,900		
	86	282,700	314,000	349,600	370,700	398,400		
	87	283,400	315,200	350,500	371,300	398,900		
	88	284,100	316,400	351,500	371,800	399,300		
	89	284,900	317,500	352,500	372,200	399,600		
	90	285,800	318,700	353,300	372,700	400,000		
	91	286,600	319,900	354,100	373,300	400,500		
	92	287,400	321,000	354,900	373,800	400,900		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	93	288,200	321,900	355,600	374,100	401,300		
	94	289,200	322,600	356,200	374,600	401,700		
	95	290,200	323,300	356,900	375,100	402,200		
	96	291,100	323,900	357,500	375,400	402,600		
	97	291,700	324,400	357,900	376,000	403,000		
	98	292,300	324,700	358,300	376,500			
	99	293,000	325,400	358,800	377,000			
	100	293,900	326,000	359,200	377,500			
	101	294,700	326,400	359,700	378,100			
	102	295,500	327,000	360,100	378,600			
	103	296,300	327,600	360,600	379,100			
	104	297,100	328,100	361,000	379,500			
	105	297,700	328,500	361,300	380,100			
	106	298,200	329,000	361,800	380,600			
	107	298,700	329,500	362,300	381,100			
	108	299,100	330,000	362,600	381,600			
	109	299,300	330,400	363,100	382,200			
	110	299,700	330,800	363,600	382,700			
	111	299,900	331,100	364,100	383,200			
	112	300,200	331,500	364,600	383,700			
	113	300,500	331,800	365,100	384,300			
	114	300,700	332,200	365,600				
	115	301,000	332,600	366,100				
	116	301,200	332,900	366,500				
	117	301,500	333,100	366,900				
	118	301,800	333,400	367,400				
	119	302,100	333,800	367,900				
	120	302,400	334,000	368,400				
	121	302,700	334,200	368,800				
	122	303,100	334,500	369,300				
	123	303,500	334,800	369,800				
	124	303,900	335,100	370,300				
	125	304,100	335,300	370,700				
	126	304,300	335,600					
	127	304,700	336,000					
	128	305,100	336,200					
	129	305,300	336,400					
	130	305,600	336,700					
	131	306,000	337,100					
	132	306,400	337,300					
	133	306,600	337,600					
	134	306,900	338,000					
	135	307,300	338,400					
	136	307,600	338,800					
	137	307,900	339,100					
	138	308,100	339,500					
	139	308,500	339,900					
	140	308,800	340,300					

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	141	309,000	340,600					
	142	309,400	341,000					
	143	309,800	341,400					
	144	310,100	341,800					
	145	310,300	342,100					
	146	310,500	342,500					
	147	310,800	342,900					
	148	311,200	343,300					
	149	311,400	343,600					
	150	311,600	344,000					
	151	311,900	344,400					
	152	312,200	344,800					
	153	312,600	345,100					
	154	312,800						
	155	313,000						
	156	313,300						
	157	313,700						
	158	314,000						
	159	314,300						
	160	314,600						
	161	315,000						
	162	315,300						
	163	315,600						
	164	315,900						
	165	316,300						
	166	316,600						
	167	316,900						
	168	317,200						
	169	317,600						
定年前再任用 短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 240,700	円 261,400	円 268,700	円 279,100	円 295,700	円 333,600	円 379,000

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2

第一号任期付研究員給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	410,000
2	470,000
3	532,000
4	615,000
5	715,000
6	816,000

第二号任期付研究員給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	342,000
2	378,000
3	406,000

別記第3

特定任期付職員給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	387,000
2	435,000
3	486,000
4	550,000
5	627,000
6	732,000
7	856,000